

第七十一回 参議院物価等対策特別委員会會議録第四号

昭和四十八年五月十一日(金曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動
五月七日
補欠選任
中西 一郎君
玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長 山下 春江君
理事 玉置 猛夫君
長屋 茂君
竹田 四郎君
田代富士男君
中沢伊登子君

委員

川野辺 静君
嶋崎 均君
塚田十一郎君
西村 尚治君
伊部 真君
大橋 和孝君
中村 波男君
渡辺 武君

衆議院議員

議長 松浦 利尚君

國務大臣

國務大臣 小坂善太郎君
(経済企画庁長官)

政府委員

公正取引委員会委員長 高橋 俊英君
公正取引委員会事務局長 吉田 文剛君

経済企画政務次官 橋口 隆君

経済企画庁調整局長 新田 庚一君

経済企画庁国民生活局長 小島 英敏君

計画局長 宮崎 仁君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

通商産業省企業局長 山下 英明君

事務局側 常任委員会専門員 杉本 金馬君

大蔵大臣官房審議官 岩瀬 義郎君

通商産業省繊維雑貨局雑貨第二課長 矢橋 有彦君

説明員

大蔵大臣官房審議官 岩瀬 義郎君
通商産業省繊維雑貨局雑貨第二課長 矢橋 有彦君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(山下春江君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る七日、中西一郎君が委員を辞任され、その補欠として玉置猛夫君が選任されました。

○委員長(山下春江君) この際、おはかりいたします。塚田十一郎君から文書をもって都合により理事

を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないと認め、それでは、理事に玉置猛夫君を指名いたします。

○委員長(山下春江君) 次に、

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案

以上両案を便宜一括して議題といたします。

まず、順次趣旨説明を聴取いたします。小坂経済企画庁長官。

○國務大臣(小坂善太郎君) ただいま議題となりました生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近、世界的な原材料の一时的供給不足、過剰流動性等を背景として、わが国内においても、投機的な需要が発生し、これが一部の生活関連物資にも及んでおりまして、これらの物資の価格の高騰は、国民生活の安定にとって重大な脅威となっております。

このような現下の情勢にかんがみ、政府としては、緊急輸入の促進、政府在庫の放出、商品取引所の規制、過剰流動性の吸収等の諸施策を行な

ておりますが、これらのもろもろの行政措置にあわせて、これらを補完するものとして、自由主義経済における企業活動の自由との調整をはかりながら、行き過ぎた企業活動に対してこれを抑制する措置をとることは、当面の緊急課題であります。

この法律案は、このような観点から、生活関連物資の価格の異常な上昇を招来するような買い占めまたは売り惜しみを防止するため、特定物資について、企業に対する立ち入り検査等を行なうとともに、買い占めまたは売り惜しみを防止する者に対して、警告・公表を行なう等の緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資せんとするものであります。

次にその要旨を御説明申し上げます。

第一は、特定物資を指定することであり、

生活関連物資の価格が異常に上昇したまたは上昇するおそれがある場合において、買い占めまたは売り惜しみが行なわれたまたは行なわれるおそれがあるときは、その物資を特別の調査を要する物資として政令で指定いたします。

第二は、特定物資についての調査であります。

指定された特定物資については、内閣総理大臣及び主務大臣は、その価格の動向及び需給の状況に関し、必要な調査を行なうこととしております。

第三は、買い占めまたは売り惜しみを防止する者に対する警告及び公表であります。

すなわち、内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産・輸入または販売の事業を行なう者が買い占めまたは売り惜しみにより、その物資を大量に保有していることと認められる場合には、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認められる売り渡し先及び売り渡し価格を指定し、期限を定めて、その特定物資の全部または一部を売り渡すべきことを警告すること

ができることと、その警告に従わない者につい

ては、その旨を公表することとしております。
 第四は、買い占めまたは売り惜しみをなしているものと認められる者等に対する立ち入り検査等についてであります。

内閣総理大臣及び主務大臣は、必要な限度において、特定物資の生産・輸入もしくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、またはその職員に、これらの者もしくは特定物資を保管しているものと認められる者の事務所・倉庫等への立ち入り検査を行なわせることができることとしております。

このことにより、当該事業者の実態把握ができるとともに、自後の適切な措置が可能となると考えます。

第五は、価格調査官の設置についてであります。

すなわち、立ち入り検査等の職務を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に価格調査官を置くこととしております。

以上のほか、罰則等の所要の措置を定めております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山下春江君) 衆議院議員松浦利尚君。

○衆議院議員(松浦利尚君) ただいま議題となりました日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党四党提出生活関連物資の買占め及び売り惜しみに対する規制措置等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

最近における物価の上昇は、残念ながら田中内閣の無策ゆえに暴騰にその拍車をかけ、日銀統計によれば一月の上昇率は前月比一・五%高、二月は前月比一・六%高、三月は前月比一・七%高としり上がりに騰勢が強まり、終戦直後を除けば戦後最高に達し、年頭初から実に上昇率は五・一%に達しております。

この急激な卸売り物価の上昇が消費者物価に重

大な影響を与え、統計局の発表によっても三月は前年同月比九%という異常な値上がりとなり、国民生活に深刻な打撃を与えています。

この最大の原因が田中総理の的はずれな日本列島改造論から来る大型財政、金融の超緩和、そして巨額の過剰流動性にあることは明らかです。それが土地、株の異常な高騰に拍車をかけ、投機とインフレ・ムードをつくり出しています。こうした中で、買い占め売り惜しみの投機商法が助長され拡大していることを何人も否定できません。大豆、木材、羊毛、生糸、絹糸、セメント、鮮魚から米、果てはガゼ、植樹用樹木まで、ありとあらゆる物資がいまや買い占め売り惜しみの対象になっております。

これほどまでに事態を悪化させ、しかもそれを放置してきた責任はだれにあるのでしょうか。それは数多くの提言にもかかわらず、それを実行しなかった政府行政主体に問題があることは言うまでもありません。国民生活に直結する生活関連物資を安く買い占め、高く売り込んだり、あるいは買い占め売り惜しみによって高い利得を得る企業に対して、自由経済、資本主義経済だということだけで国民が容認するでしょうか。国民は価格が暴騰したからといって購入しないで済むものではなく、現物が不足しているからといって済まされるものではないとせん。こうした問題に対して、おのずからきめられたモラルとしてのルールを守らせること、すなわち、生活関連物資の買占め及び売り惜しみに対する規制措置等を定めることにより、国民生活の安定の一助に資することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な政府案との相違について御説明いたします。

第一に、政府案にはありませんが、規制することとを明らかにした生活関連物資については生産、輸入、販売業者に買い占め売り惜しみを不当利得をしてはならないとの義務規定を設けていることとあります。

第二に、政府案は特別調査物資指定の解除を認

めていますが、野党四党案では認めていないこととあります。

第三に、政府案では勧告する場合「多量に保有している」場合としておりますが、野党四党案では「多量」は条件としていないこととあります。

第四に、政府案にはない売り渡し命令を定めていることとあります。

第五に、経済企画庁長官に主務大臣に対する資料提出、説明要求権を認めていることとあります。

第六に、都道府県知事に意見具申権を認めていることとあります。

第七に、政府に国会に対する報告と公表を義務づけていることとあります。

第八に、総理府に学識経験者による生活関連物資規制審議会を設けていることとあります。

第九に、総理大臣及び主務大臣の権限を都道府県知事に委任できることを認めていることとあります。

最後に、売り渡し命令に違反した者は二年以下の懲役または五百万円以下の罰金、虚偽報告、検査拒否をした者には一年以下の懲役または二百万円以下の罰金を課するなど、きびしい罰則を定めていることとあります。

以上が日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党四党提出の生活関連物資の買占め及び売り惜しみに対する規制措置等に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、十分な御審議の上、全会一致で野党四党提案に賛成されるようお願いいたします。

○委員長(山下春江君) これより生活関連物資の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律案について賛成に入ります。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○塚田十一郎君 お尋ねいたします。

与党は時間の制限が相当ございますので、私に割り当てていただいた時間はおよそ一時間ということとでございます。私も簡潔に要点をつまんでお尋ねを申し上げます。御答弁も簡潔にひとつお願いいたします。

まず第一に、この法案がどういう事態を規制しようという考えでいられるのか。そう申しまして何を聞いているのかよくわかりにならぬかと思うので、少しふえんして自分がお尋ねしたい気持ちを申し上げますが、幸い、最近、問題になっておる商社がいろいろな決算の結果を発表いたしました。そうしてその中で、木材で相当大きな利益を上げておるといふことも明らかにされております。そこで、あの商社が、大商社が木材についてあれだけの利益を上げるような結果になったあの過程においてこの法案を適用するような事態があったかという点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(小島英敏君) 現在、おっしゃるように、ピークに比べますと、木材価格は反落傾向を示しておるわけでございますけれども、昨年の八月以降ことしの一月ぐらいたま、非常な勢いで暴騰いたしましたけれども、その間にどの段階で買い占めがあったかというところは、なかなか明確にはいまの段階でも立証は困難でございますけれども、おそらく当時の価格の上昇状況を考えますと、当然、当時の法律が施行されておりますれば、指定物資として指定したことになるであろうというところでございます。

○塚田十一郎君 私は残念ながらその認識が違うのであります。私は、おそらくこの法律が当時できておってもあの事態はこの法律では規制できなかった。それで勧告、公表というところまではもちろんいけない、こういうように私は自分でお尋ねです。ということとは、もしそうであるとすれば、この法律はなかなか、非常に物価の異常な上昇の事態をとらえて、政府が何か方法を考えなきゃならぬと御苦心なさっておる点は、この法案提出の御趣旨として、気持ちにはわかるのであります。しかし、この法案がかりに通ったからといって必ずしもあいつ事態は規制できない。原因はほかにあるし、このような法律ができたからといって、政府が根本の対策を怠られてはならぬのではないかと、こう思っております。と申ししますのは、私は、いろいろ私も及ばずながら調べて

おるのでありますけれども、木材があのようにならざるに過ぎない事柄というものは、一方、供給の側、かなり、やはりこちらが考えるように幾らでも買えるという事態でなかったと承知しておるのであります。一方、今度需要の側には、たまたま政府の住宅政策などというものもあつて、あれはあの当時、政府のあの考え方をどこまでも突き詰めて、こういう事態、こういう政策でいったらば相当木材需要がふえるであらうということ、私はわかつたはずだと実は思ふんですが、とにかく十分その手配ができておらなかった。商社のはうは、しかしこれは相当木材需要がふえるだろうからというので買えるだけ買つたと私は思ふんです。そこで、その段階でこういう見通しで商社が買つた場合に、この買い占めになるかどうかです、この辺、どうでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) あの状態では商社が買ふこと自体は、それ自体で買い占めと断ずることはできないと思ひます。

○塚田十一郎君 そこで商社が現地において買ひました木材というものは、それが日本の港へ来るまでに三月ないし六月を経過するといわれております。時間がかかるといわれております。この三月ないし六月の間の事態、時期が、期間の経過が私は問題だと思ふんです。この間に国内の需要増というものが原因としてこう上がった。したがって、商社は何も自分で買い占めもしくは売借しめという気持ちで押えていなくとも、港へ入つたものをすぐ売つても、やはり相当な値段に売れたと思ふし、したがって、利益が出てくるという結果が出たと思ふんです。私は、したがって、この法律ができておつても、あの事態はほとんどこの法律では規制できない形ではないかと、こういうふうに通うわけですが、その点、いかがでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) おっしゃる通りに、この法律があつたとして、木材を指定物資として指定されたといひまして、あるところに買い占めの事実があるからということが立証されて、そこ

で勧告までいったかどうかという点は、おっしゃる通りに、かなり問題があると思ひます。ただ、この法律は必ずしも勧告を出すことだけが目的でございませんで、その前に実態を正確に認識して、いまの情勢ですとなかなか一般的な調査権限しかございませんで、この法律に基づいて最後は立ち入り検査までできますというのをバックグラウンドにして、各関係者から資料を要求し、話を聞き、必要があれば立ち入り検査をするということとでございまして、当時の状況を——これは一種の仮定の話でございしますが、まあいうふうな値が上がつてまいりました場合には、この法律で指定されれば、関係の業者から相当ごまかい事情聴取がまずできるわけでございます。そういったしますと、当時としては、確かにおっしゃるように、木材自身が需給逼迫で、基本的に値上がりする事情があつたわけでございますけれども、各商社別にいまの輸入の契約がどうなつていて、今後どんなテンポで物が入ってくるかというように、林野庁を通じてそういう話をぜひ把握したいといひまして、そういう実情がさつぱりつかめなかつたわけでございます。ところが、そのために先行きについての需給見通しが非常にきつかりわからないうちに、新聞等でも大々的に書かれますし、一般的に木材の先行きはたいへんなことになるといふムードが非常に一般化してしまつて、それがまた仮需と云ふものを生じます。値を上げ、そういう悪循環があつたわけでございます。つまり、もし当時において先行き等に、近い将来についてもそういう需給がかなり緩和し得るという見通しがはつきり役所のほうでつかまえられるといひますと、これは最近やつておりますように、需給の見通し等について消費者情報等を公表するといふようなことをいたしますれば、あれほど買い占めをおおつて、需給の逼迫、したがって木材価格の暴騰を生ずるといふことは、決して一〇〇%防げるとは思ひませんが、相当程度やはり水をかけることができたのではないかと

いふふうに思つてゐるわけでございます。必ずしもここに買い占めがあるからといひて勧告をするといふことだけがこの法律の目的でございませんで、そういう意味では私はやはり当時からこの法律があればかなり効果があつたのではないかと、いふふうに思つてゐるわけでございます。

○塚田十一郎君 話が、企画庁としてはなかなか各省に協力を要請したけど調査ができなかつたというお話で、いまの企画庁と他の省との関係からするとおそろくそういうこともあつたらうと私は思ふんです。

そこで、調査の問題に飛びましたので、ほんとは条文を順を追つてお尋ねしたいと思つたんですが、三条の(一)調査」といふところからひとつお尋ねをしてみたいと思ふんです。ここには「内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第一項の規定により指定された物資について、その価格の動向及び需給の状況に關し必要な調査を行なうものとする」と、こう書いてありますから、この調査は、この調査が行なわれるためには、まず第一に特定物資という指定がある物資についてなされなければならぬ。指定があつたときに初めてこの調査を行なうと、こういうことに書いてあるのです。これは私は非常におかしな規定だと自分では思ふんです。政府が、ことに私は企画庁が国民生活の安定といふものを考える立場からすれば、少なくとも生活関連物資といふようなものについては、この法律があるうがなからうが、調査をしておられなければならぬし、また、それがやろうと思つたけどできなかったというわけには私はいかぬのじゃないか。私は、むしろこの条項を読んでみて、こういう考え方でいられたから、いままで当然調査をしておくべきものを調査をしていなかった、それが生活必需品物資についても先行きの見通しが十分立たないままに、今日の需給のアンバランスからくる物価高といふものが招来されたんじゃないかと私は思ふんです。この第三条の規定といふものは一体どういう意味のものなんですか。これがなければ調査はできないし、しないで

いいというお考え方のものなのかどうなのか。それともただ一応念のために入れたという感じのものでしょうか、この点、どうでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) おっしゃる通りに、三条の調査は任意調査でございますので、こういう法文がなくても当然企画庁及び主務大臣といひましてはそういう問題の物資についてはマクロ的な調査を中心として調査をしなればいけないことは言うまでもないわけでございます。私どもも別に法律がございませんで、この程度の調査は当然行政上の必要に応じてやらなければいけないし、現在でもできる限りのことをやっております。ただ、先ほどの木材の例について申し上げたように、当時はどうも林野庁自身がそういう商社から十分な先行きのデータが取れなかつたという状況でございまして、どうもやはりこういう法律が施行されて、三条の任意調査があり、さらに五条に、これは立ち入り検査までいく前の一種の強制的な報告聴取があるわけでございますので、こういうものをバックグラウンドにして、別にこの五条のほうの、もし従わなければ罰則がつきますといふような報告聴取をそのまま第五条に基づき何々報告をしなうといふことを言わなくても、三条の任意調査がございまして、ある程度三条に基づき要求であるといふことを言えば、全然何もいふよりもやはり事業者からデータの聴取その他が非常にやりやすくなるということでございます。つまり、三条はそういう意味のものも含めた任意調査であるといふふうに思つております。

○塚田十一郎君 これね、私、三条の(一)調査」といふものを「この法律に基づく調査」といふように狭く考へていられたら、いま局長が、これがあれられると言われましたけれども、私はそういう考え方で、さつきも申し上げましたように、少なくとも生活必需品物資の、たとえば木材の場合には大部分輸入に仰いでゐる日本の状況ですからして、輸入の大きな相手国の状況がどんなだかとい

うこと、それからして、さらに今度、需要については、これは一番大きくは住宅建築などが原因をしておると思われるから、住宅に対して政府がどういう政策をとっておるか、毎年毎年新しくこれくらいの住宅を建てると、さらにこれに対する金融の裏づけは、住宅ローンというものを非常に奨励をされて、おのずからこれは大体のこととは何も商社に協力をしてもらわぬでもわかれると思うんです。ですから、私はこの三条ができたから、この三条の調査がこの法律を施行する上の調査であるというように狭く考えられずに、もっと大きく、生活関連物資の調査というものは少なくとも企画庁としては責任を持っておりになつておられなきゃならぬし、また、それに対して関係の部課が十分な権限を持っていないとすれば、どういふぐあいにそれらの点を補強するなりなんなりしてやるかというのを考えにならないと、もともとこれは売り惜しみ、買い占めを押える法案ではなくて、物価の異常な値上がりを押えて国民生活を安定させようというねらいなんですから、ただ売り惜しみ、買い占めさえ押えられればいいというふうな狭い考え方にならぬでそれらの点をひとつお考えいただきたい。いまの企画庁の機構で、もしくは他の省の協力をかりてもそういう調査ができますか、大きく見た需給状況の調査。

○政府委員(小島英敏君) 先ほど申し上げておりますように、私もこの法律の三条がございませんで、当然マクロ的な調査は本来の仕事としてやらなければいけないと思っております。現在でも、これは生活局だけでございまして、調査局も一環でございまして、調整局も同じでございまして、企画庁自身として物資別のマクロ調査というものは当然ある程度やっておりますのでございまして、しかも、この段階では、この間も実は各省連絡して物資別の需給及び価格動向の調査というものをまとまして、これは消費者に対する情報を流すという意図からまとめたものでございまして、基礎的にはもちろん物資を所管している省庁からのデータに基づいて共同して

てそういうものを調査することになるわけでございます。先ほど来お話が出ております木材に関しましては、確かに基本的に昨年末の暴騰というものはやはり木材に関する需給見通しの誤りということが最大の原因であつたと思ひます。これは、昨年までは実は林野庁中心でそういう作業が行なわれておりましたが、昨年の経験にかんがみまして、今後は企画庁の非常に密接な協力を得てそういう木材に関する物資別の見通しを立てようということになって、現在会もできておりますので、今後はかなり企画庁も、そういう各省の行政の面に関与する、一種の見通しについてもタッチすることに相なるかと思ひますけれども、十分企画庁自身でマクロ的な、各物資についてのマクロ調査というものは、これは本来の仕事としてやってまいらなければいけないというふうに思ひます。

○塚田十一郎君 十分お氣をつけただくことにお願いをしまして、その点は打ち切りまして、次の問題に移ります。

次にお願いしたいのは、この法律と物価統制令の関係がどういふ関係になるのかということでありまして、申しますのは、私も物価統制令——近年非常に不勉強でありまして、物価統制令というのは、物に統制価格があつて、その統制価格を越えて売買をしたというような場合にその法律が適用されるんだとばかり思つておつたんです。ところが、今度よく読んでみると、あの法律の中に、買い占めまたは売り惜しみをやっちゃいけないという規定が一条あるんですね。あの法律は第一条に、「本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス」、やっぱり国民生活の安定をはかるというのが物価統制令の目的でもある。それと同時に、十四条に、「何人ト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ売惜ヲ為スコトヲ得ズ」という規定しております。物価統制令にも売り惜しみ、買い占めを規制する法律があつたということをよく思い出したわけであります。しかも、物価統制令の場合には、いまのこの「買占又ハ売惜」に違反した場合の罰則がございまして、この三十五条に、「五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金」という罰則までついてる。そうすると、同じように売り惜しみ、買い占めという状態を規制対象にしておられる今度のこの法律とこの物価統制令との関係が一体どういふことになるのか。いままではこの法律はあつてもなかがとくで、ほとんどこの法律ののちで、たとえば売り惜しみ、買い占めという事態が出てきても規制はされなかった。あるいは売り惜しみ、買い占めという事態がこしばらく出るほどの物価高騰はなかったということかもしれませぬ。しかし、今度とにかく売り惜しみ、買い占めを規制しなければならぬ事態があり得ると想定してこの法律をおつくりになったときに、この物価統制令とこの法律を、どつちを優先的にあれさるのか。あるいは、後法が前法を改廃するという法理論の一般原則で、この法律にできた範囲においてこの物価統制令の規定というものはもうこれは通用されないという考え方なのか、この辺をちよつとお聞かせいただきたい。

○政府委員(小島英敏君) 物統令は、おっしゃるようによろしく、四條関係のいわゆるマル公をきめる部分というものは、現在大部分のものが解除されてまいりまして、アルコールの価格と浴場料金というものが残っていないわけでございます。ところが、いまおっしゃいましたように、九条ノ二の不当高価格取引の禁止、それから第十四条にございまして暴利行為の禁止、それから第十四条にございまして買い占め、売り惜しみ等の禁止、それらの規定はそういうマル公がございませぬものについて一般的に生きています。たとえばダフヤの行為というままでのところでも、たとえばダフヤの行為というやうなもの、これは非常に評判の高い興行なんかに関しましてダフヤがまさに買い占めを行なつて、それを定価の二倍にも三倍にも売るといふやうなことを行なつた場合にはこの物統令に基づいて摘発が行なわれているわけでございます。そういう場合に、やはり物統令の本法と違ひます一番のポイントは不当性の問題ということが入ってくるわけでございます。やはりこういう物統令に基づいて刑事的に訴追いたします場合には、暴利——まさにある線を越えて不当な利益であるという意味の暴利というものの判断、あるいは買い占め、売り惜しみというものの判断についても、一般的に買い占め、売り惜しみではなくて、不当な利益を得るための買い占め、売り惜しみである、そういう要件が必要になるわけでございます。したがって、やはり相当はつきりした不当性というものが立証されまじと物統令をそのまま適用するわけにいかないということもございまして、現在までのところ十四条の発動というものは例がないわけでございます。本法の場合には、そこが実は行政措置を補完するための法律という一種の立場をとつておりまして、不当性の立証という点になります。非常にこれはやはりむずかしい問題がございまして、やたらに発動いたしまして行政訴訟を起こされまじと負けてしまふおそれがあるというやうなことでもございまして、本法はそういうシビアな行政訴訟等起こされる心配のない措置を前提にして組み立てられておりまして、あくまでも、不当でなくともやはり大きな企業が大量の買い占め、売り惜しみ等を行なつて、それによってその物の価格が暴騰して国民生活に悪影響を及ぼしているという事態がありますれば、この法律を発動して、要するに物資の最後の段階では放出を勧告する、聞かなければ公表をすることによって社会的制裁を加えるという一種の間接的な強制力によって物の流れを正常化させるというところにねらいがございまして、刑事的な訴追を目的とするものではないわけでございます。そういう意味で物統令というものは相変わらず生きておりまして、本法のうしろに控えていて、本法でやりまして——何もない場合に比べますと、むしろ本法が間に入つて行政的に立ち入り検査等をやりますと、どうも極端な場合は、非常にどうもあそこは不当性が認められるのではな

いかというように心が証として得られますと、これは別途司法当局が物統令に基づいてあらためて訴追をするということも十分考えられるわけでごいまして、そういう意味では二段がまえのかまえになつてゐるということであらうかと思ひます。

○塚田十一郎君 有名な物価統制令がダフヤを取り締まる法律になつてゐたとは知らなかつたので……。ただ、この法律がむしろダフヤなんかを取り締まるということのほうがおかしいじやないかと私は自分でわかります。というのは、さつきも申し上げましたように、一条には「国民生活ノ安定ヲ図ル」ということが目的になつておるんですからそれは別として、不当性の点について問題が、区別があるんだということでありまして、常識的に買ひ占めまたは売り惜しみ、しかも異常な物価上昇が起つておるか、もしくは起るおそれのある状況でこういう事態というものが行なわれるときに、買ひ占めまたは売り惜しみというやうな行為が行なわれるときに、当然不当性があるというやうな判断はできませんか。

○政府委員(小島英敏君) やはり不当性ということとを申しますには、かなりはつきりした、程度を越えてひどいものでないとなかなかやはり不当であるとは言えないと思ひます。社会的責任という意味では、最近の商社のような動きというものも確かに指弾の対象になり得ると思ひますけれども、これは法律的に不当だときめつけることができるかどうかということになりますと、かなりやはり問題があるように思ひます。

○塚田十一郎君 まあ、この辺にいたして、いよいよ法案に入りますが、そこで第一条に「生活関連物資」というものを考へ方として出されまして、その中に一応の例として「食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資」と、こういうことをいわれたのですが、たとえば食品といえは肉類、魚類、野菜類、米、大豆、この辺はまあ大体そうじやないかと思うんですが、飼料はどうでしょう。

○政府委員(小島英敏君) 飼料も生活関連物資の中に含めて考へております。

○塚田十一郎君 次に、この「繊維」という概念の中には、綿花、綿糸、生糸、羊毛、毛糸、それから、それらのものからできる織物、この辺までは考えられるかと思うんですが、その織物をさらに加工して、一応でき合いの服というやうなものになつたときはどうですか。

○政府委員(小島英敏君) まあ、服になりますとなかなか、柄もありまして、買ひ占めというやうなことの対象になるかどうかという点で、かなりむしろそういうケースは少ないんではないかと思ひます。ただ、この間も法案をつくつておりましたやうなものが、まあ最終末端製品ではありますけれども、しかもそのCPIのウェイトなんかからいへばそれほど大きなものではございませんけれども、もし買ひ占め等の結果、価格が暴騰するやうなやうなことになると思へば、これはやはり人間の健康に関連する物資でもございまして、生活関連物資の中に当然含めて考へていいたくないかというやうなことを言つたわけでごいまして、必ずしも末端製品を除くという意味ではございません。

○塚田十一郎君 それでは次に第二条に入りますが、二条は特定物資の指定に関する規定であります、ここを読んで見ますと、特定物資の指定の

行なわれる場合には、まず第一に「生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合」、これが一つの要件、それから「当該生活関連物資の買占め又は売り惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるとき」、これが第二の要件。この物資に特定物資であるという指定が行なわれるためには、この二つの要件が要するという考へ方であるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○政府委員(小島英敏君) おっしゃるとおりでございます。

○塚田十一郎君 そうすると、実際問題としましては、価格が上昇しつゝある場合、または上昇するおそれがある場合には、必ず買ひ占めまたは売り惜しみが行なわれるおそれがあると見ていいと私は思ふんです、これはもう経済常識でございまして、だから、指定の場合の要件に、この第二の買ひ占めまたは売り惜しみの事実が出てきて初めて指定をするというのでなく、価格上昇の事実または「おそれがある」という判断ができたならば、いち早く私は指定をされておくほうがいいんじゃないか。したがって、第二の要件を物資指定の要件にお加えにならぬほうがいいんじゃないか。これまで明らかに買ひ占めまたは売り惜しみの事実が出てきたというこの認定がつかめれば指定ができないうというのではどうしても手おくれになつておると思ふんですが、これはどうでしょう。

○政府委員(小島英敏君) やはり物によりましては、価格上昇の買ひ占めの対象になり得ないものもあると思ひます。生鮮食品なんかはかなり、特に野菜類なんかは明らかにそうでございますし、やはり保存のきくもので初めて買ひ占めの対象になるということもあると思ひますので、やはり価格が暴騰し、「異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合」というだけでは不十分ではないかというふうに思ひます。しかし、先生おっしゃるやうに、そういう場合にはなるべく早期に発動すべきだという御趣旨は私どもも同感でございまして、その意味でこの第二のほうの「行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは」というほうはかなり

弾力的に考へていいのではないかというふうに思つております。

○塚田十一郎君 そこで、そのいまの価格上昇にこの法律は「異常」という形容詞を一つつけておられるようですが、「異常」というのは一体どういうことなんでしょうか。また、異常であるかないかという判断は何か基準があつてすることができるか。それから同じく「異常」という感じでも、私は品物を扱っている業者の側の「異常」という感じと、それを買う消費者の側の「異常」という感じと、かなり受け取り方が違ひがある。消費者はもう異常な上昇だと言っても、なにそんなことはないし、業者が言うかもしれない。その辺、どんな基準で御判断になるか、その辺をお伺ひします。

○政府委員(小島英敏君) おっしゃるやうに、「異常」というものが客観的にどの程度かということとは非常に申し上げにくいわけでごいまして、どうしてもこれはやはりケース・バイ・ケースに考えざるを得ないというふうになつておると思ひます。一律に前の月に比べて何%上がったら異常かというやうなことをあらかじめきめてしまつて、画一的に適用するといふふうにはなかなかまいらないのではないかとこの間にも思ひます。それから、価格の上がり方自身だけでなく、たとえば海外の原料価格が非常に暴騰した場合、国内の価格がある程度激しい上がり方をしても、それがリーズナブルなものである場合もあるわけでごいまして、この辺がやはりなかなか原因追及と申しますか、どうもやはり、国内的な上がり方がまさにアブノーマルであるという判断があつて初めて本条の構成要件になるということでごいしますので、なかなかやはりケース・バイ・ケースに判断せざるを得ないということでごいします。

○塚田十一郎君 私はこの法律の、まあ法律自体のねらい、したがって、この法律の適用を受ける相手方からの感じとしては、買ひ占め、売り惜しみをしておつたら勧告を受けて公表を受けると、こういう形ですから、その前段階、つまり生活必需品が上昇の事実が出てきた、あるいは今後さ

らに上昇するおそれがあるといったときには、少なくとも私は指定までの段階はそんなにおかっぱつきりてなくて、あぶないと思ったら早く指定なさって、早く調査をされて、そうして適切に手を打たれるのではないと、なかなかこれ——この法律は、最後の勧告を受ける段階までいっちゃったら私はほとんど実効ないと思います。これはいまの四糸規定をお尋ねいたしますけれども、勧告を受けそうになったらばんと売っちゃったからこれはどうにもならないと私は思うんですが、ですから、早目に手配して勧告までにいかないようにされることに重点がなければならぬと思うので、したがって、あまり異常であるかないかというような解釈で指定に手間どられないようにひとつ御注意願うほうがいいんじゃないか、こういうふう

に自分としては思いますが、いかがでしょうか。
○政府委員(小島英敏君) 私もおおむねそのように考えております。非常に貴重な御意見であると思ひます。

○塚田十一郎君 それでは次に第四条に行かしていただきます。

そこで、この四条ではまず第一に勧告を受ける人をきめております。「特定物資の生産、輸入、又は販売の事業を行なう者が」と、こうあります。輸入をする者はまず大徳商社だということばかりです。販売をするというのはそういう物資のまあ、俗にいわれている間屋さん、一次間屋、二次間屋ということかと思うわけですが、「特定物資の生産をする者」というのは一体どういうことだろうか。そこで、その「生産をする者」という中に、たとえば羊毛、綿糸が指定をされているという前提があったらば、紡績業者、これが「特定物資の生産をする者」ということになるのか。もちろん、できた織物が特定物資で指定を受けていれば紡績業者がなるのかと思うのですが、その辺の關係はどうなっておりますか。

○政府委員(小島英敏君) たとえば、セメントという例がいかに悪いかわかりませんが、セメントと

のものが指定されました場合に、セメントの製造業者がつくったままでも値上りを目的として製品在庫の形でかかえているというようなケースを排除するために「生産」というのが入っているわけでございます。

○塚田十一郎君 そうすると、これは仮定の話で、おそろくそういう事態は出てこぬと思うのですけれども、羊毛とか綿糸が指定をされて、毛織物、綿織物が指定されないという事態は出てこぬと思ひますが、かりに羊毛、綿花だけが指定されて、織物が、綿織物、毛織物が指定されていないと紡績業者はかかりませんか。ということは、紡績業者が自分の工場で原料に使うために持つておる、それが普通の常識を越えてかなり大量に持つておるというときに、これは適用されますか。

○政府委員(小島英敏君) その場合はメーカーは入らないわけでございますから、対象にならないわけでございます。

○塚田十一郎君 同じようなケース——蛇足になるかもしれませんが、たとえ生糸が特定物資に指定されておる、この場合の製糸業者はどうですか。さらに、かなり大きく養蚕の事業を行なつて

いる者があつたらどうですか、入りますか。
○政府委員(小島英敏君) ちょっともう一回お願いいたします。

○塚田十一郎君 生糸が特定物資に指定されているという前提があると、その場合の製糸業者、繭から糸をつくつておる業者、それからしてさらにそのもう一つ前の段階の繭を飼つて繭をつくつておる者は入りますか。「特定物資を生産している者」という概念に入りますか。

○政府委員(小島英敏君) 生糸としては製糸業者は当然入ると、この「生産」というところで読むことになると思ひます。それから、養蚕業者は入らないと思ひます。

○塚田十一郎君 それじゃ同じような概念で、肉類が非常に上昇してきて特定物資になったという場合に、放畜業者まではそれはいいかないと、それから、魚類が非常に上がつてきたというときに漁業者まではいいかないと、木材が上がつたから山で

木を植えて林業を営んでいる者までいいかないと、こういうように解してよろしうございませうか。
○政府委員(小島英敏君) 木材を製品在庫の形にして持つていけば入るわけでございますけれども、一般的に植林業者というような形では入らないというところでございませう。

○塚田十一郎君 次に、もう一つ、この勧告の対象になりますためには、「事業を行なう者」という制限があるわけです。事業として、事業を行なうために持つておるのではなくて、事業をやつていない者が買つて持つていたらどうということになりますか。

○政府委員(小島英敏君) やはり事実認定の問題でございますけれども、一回限りでしろうとが持つておるというようなものは入らないというふうに思ひます。

○塚田十一郎君 それでは次に、勧告の対象になるような状態、この状態は、この四条によりまして、「買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有している」と認めるとき、「こういうときと規定されております。そこで、これをすらすらと読んでおきますと、「保有している」というのは一体どういうことだろうか。「保有」という以上は所有権を持つていて、それをある期間やはりそのまゝにして置く、こういう状態がなければならぬいかと思ひますが、その辺、いかがでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) これは所有という意味で「保有」ということばを使つておるわけでございます。

○塚田十一郎君 その期間はどうか。持つておるというだけですか。たとえば、買い占めただけであるのか、買い占めただけでなしに、やっぱりある期間持つておるということで「保有」という形が出てくると思ひます。買つたらすぐに「保有」というわけにはいかぬと思ひます。売り惜しみだつて同じこととして、当然売ろうと思ひばもう売れる時間的なあれがあつて、それを売らずに持つておると……。

○政府委員(小島英敏君) 法律的には「保有」ということばには必ずしも期間は必要ないと思ひますけれども、ほんとうに一時期非常に多量に持つておるというだけでは、実際問題としてはこの法律の勧告の対象にならないということだと思ひます。

○塚田十一郎君 そこで、先ほどの木材の例で一つお尋ねをいたしますが、さつきちょっと申し上げたように、私は商社が木材であんなにすぐくもつかつたのは輸送の途中の期間が問題だつたところから思ひます。そこで、その保有の形態ということが問題になつてくると思ひますが、たとえば貿易商社が先行き見通しをつけて、ことしはだいたいこの物は品不足になる、したがって上がるだろうという認定で買ひ付けをする。これは買ひ付けをしてくれること自体は、むしろ国民の立場から政府の立場からこれは非常にけつこうなことで、やつてもらわなかつたらそれこそたいへんなことになるという場合は幾らもあり得ますね。そこで買つたと。買つたものを外国にそのまゝ置いておつたと、つまり国内には持つて来ていない。これは「保有」になりますか。

○政府委員(小島英敏君) 法律的には「保有」だと思ひますけれども、これは事実問題としてチェックできるかどうかということになると思ひます。

○塚田十一郎君 それではさらに、船積みして航海の途中にある、あるいは、持つてきたけれどもまだ植物検疫が済まないで、保税倉庫に入れられたままになつておる、この事態はどうでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 全く需要家の委託を受けて契約したような場合は別だと思ひますけれども、一応商社の名において買ひ入れた以上はやはり商社の保有だと思ひます。

○塚田十一郎君 そうすると、さつき申し上げたように、三月も半年もかかつておるとすると、これはやはり売り惜しみだとか買ひ占めだとかいってこの法の適用を受けませうか。その時点では売ろうにも売れないというのがむしろ常識ではないでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 法律上は「保有」とい

うことばには必ずしも期間は必要ないと思ひますけれども、ほんとうに一時期非常に多量に持つておるというだけでは、実際問題としてはこの法律の勧告の対象にならないということだと思ひます。

○塚田十一郎君 そこで、先ほどの木材の例で一つお尋ねをいたしますが、さつきちょっと申し上げたように、私は商社が木材であんなにすぐくもつかつたのは輸送の途中の期間が問題だつたところから思ひます。そこで、その保有の形態ということが問題になつてくると思ひますが、たとえば貿易商社が先行き見通しをつけて、ことしはだいたいこの物は品不足になる、したがって上がるだろうという認定で買ひ付けをする。これは買ひ付けをしてくれること自体は、むしろ国民の立場から政府の立場からこれは非常にけつこうなことで、やつてもらわなかつたらそれこそたいへんなことになるという場合は幾らもあり得ますね。そこで買つたと。買つたものを外国にそのまゝ置いておつたと、つまり国内には持つて来ていない。これは「保有」になりますか。

○政府委員(小島英敏君) 法律的には「保有」だと思ひますけれども、これは事実問題としてチェックできるかどうかということになると思ひます。

○塚田十一郎君 それではさらに、船積みして航海の途中にある、あるいは、持つてきたけれどもまだ植物検疫が済まないで、保税倉庫に入れられたままになつておる、この事態はどうでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 全く需要家の委託を受けて契約したような場合は別だと思ひますけれども、一応商社の名において買ひ入れた以上はやはり商社の保有だと思ひます。

○塚田十一郎君 そうすると、さつき申し上げたように、三月も半年もかかつておるとすると、これはやはり売り惜しみだとか買ひ占めだとかいってこの法の適用を受けませうか。その時点では売ろうにも売れないというのがむしろ常識ではないでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 法律上は「保有」とい

うことばには必ずしも期間は必要ないと思ひますけれども、ほんとうに一時期非常に多量に持つておるというだけでは、実際問題としてはこの法律の勧告の対象にならないということだと思ひます。

○塚田十一郎君 そこで、先ほどの木材の例で一つお尋ねをいたしますが、さつきちょっと申し上げたように、私は商社が木材であんなにすぐくもつかつたのは輸送の途中の期間が問題だつたところから思ひます。そこで、その保有の形態ということが問題になつてくると思ひますが、たとえば貿易商社が先行き見通しをつけて、ことしはだいたいこの物は品不足になる、したがって上がるだろうという認定で買ひ付けをする。これは買ひ付けをしてくれること自体は、むしろ国民の立場から政府の立場からこれは非常にけつこうなことで、やつてもらわなかつたらそれこそたいへんなことになるという場合は幾らもあり得ますね。そこで買つたと。買つたものを外国にそのまゝ置いておつたと、つまり国内には持つて来ていない。これは「保有」になりますか。

○政府委員(小島英敏君) 法律的には「保有」だと思ひますけれども、これは事実問題としてチェックできるかどうかということになると思ひます。

○塚田十一郎君 それではさらに、船積みして航海の途中にある、あるいは、持つてきたけれどもまだ植物検疫が済まないで、保税倉庫に入れられたままになつておる、この事態はどうでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 全く需要家の委託を受けて契約したような場合は別だと思ひますけれども、一応商社の名において買ひ入れた以上はやはり商社の保有だと思ひます。

○塚田十一郎君 そうすると、さつき申し上げたように、三月も半年もかかつておるとすると、これはやはり売り惜しみだとか買ひ占めだとかいってこの法の適用を受けませうか。その時点では売ろうにも売れないというのがむしろ常識ではないでしょうか。

○政府委員(小島英敏君) 法律上は「保有」とい

この基準は総理府と主務省の共同告示という形で形式的には考へておるわけですが、いま御質問の基準の内容でございまして、第一にやはり実需者または実需者の団体を指定するということを原則としております。ですから、まあ、大豆の例で申しますと、たとえばおとうふ屋さんの製造業の組合というようなことを考へるといふような意味でございまして。その場合に、特に物資別に基準を設けます意味といたしましては、ある物資がある物を原料としてそれを使って加工あるいは製造をされる業界というものがたくさんある場合に、各相手先の業界が同じようにその原料が不足しているという場合には、これは各業界に平均的にやはり渡すように渡さなければなりませんし、ある特定の業界だけが特にこの原料が不足しているというように認められれば、その業界に対して特に手厚く渡すように考へるという必要がございまして、その辺をこの基準ではっきりさせるということが一つございまして。それからもう一つは、同じような意味で、地域的な問題がございまして、全国一律にどうも不足しているという場合と、ある特定地域が特に不足の状況が激しいという場合には、その地域に重点的に渡すように指定するというのがございまして、この辺をやはり基準で定めようということでございまして。それから、個々の業者とか業者団体に配分いたします場合には、当然取り扱ひ量とか在庫量等を勘案しながら行なう、これはまあ当然のこととでございまして、これらの点を、この売り渡し先についての基準にしましては内容とするということになるかと思ひます。それから、売り渡し価格につきましては、これもなかなか明確な基準というのはいささかございまして、勧告を受けます個別業者ごとに当該個別業者が取得した当該特定物資の取得価格を基礎にいたしまして、諸掛かり及び相当な利潤を加えて定めるといふことが原則でございまして、その場合に、もし海外の価格がその後非常に上がつてしまつていふような場合には、当然この再取得価格というよ

うなことも一つの参考資料として考へなければいけませんし、この辺はやはりケース・バイ・ケースで基準を定めようということになるかと思ひます。○塚田十一郎君　そこで、まあ売り渡し先、売り渡し価格をきめて、ここへ売り渡しなさいと基準をきめて勧告が出たと、ところが、勧告を受けた相手方は、たとえばこれは売り渡ししてもけっこうですが、この価格では困りますと、もっと高い価格で売らしてくれませんかというふうな異論が出て、勧告どおり売り渡しにがえんじないという場合があるかと思ひます。そのときにも、すぐにも、これは勧告をしたんだから聞かなければ公表だと、こういうことになるのか、また、その勧告を受けた者の相手方を聞いて政府側に再考慮をされるぐらいのあれはあるのか、その辺はどうでしょうか。○政府委員(小島英敏君)　一度勧告いたしました者が、業者のほうで、それでは値段が低過ぎるからといって言つてきた場合には、これはまた一々そういうことに応じて考え直すということになります。ですから、役所といたしましては、やっぱり詳細な調査をし検討をして合理的と思はれる水準で勧告するわけでございますから、もうそれをやはり原則に考へてまいりたいということとでございまして、万が一例外的にやはり役所が判断した内容に事実誤認等があるということがはつきりいたしますれば、これは業者の指摘によつて考え直すということがないとは言えないと思ひますけれども、そういうことがない限りはやはり原則として初めの水準を守るべきものじゃないかというふうに思ひます。○塚田十一郎君　普通一般の行政処分には、その処分を受けた相手方が不服の場合には訴えを起す、あるいは再審査の請求をするというような救済措置が与えられておることは御承知だと思ひます。この場合、いまおっしゃつたようなあれだといふや、おれのほうが十分考へてこの値段をき

めたんだから、値段がすぐ言つてもだめだよと、したがつて公表だということになると、処分が切り捨てごめんというふうなきらいを起すんじゃないかという心配をするんですが、その辺どう思つていらっしゃいますか。○政府委員(小島英敏君)　やはり命令を出しますとか、その命令に聞かなければ罰則ということになりますと、これはおっしゃるやうに行政訴訟の対象になるわけでございますけれども、勧告というこれは法律効果を生じない措置でございますので、現在の行政訴訟の対象には、この程度の措置でございまして、ただ、おっしゃるやうに切捨てごめんのになつては困りますから、これはやはり初めの勧告をします場合には十分役所といたしましても慎重に各種のデータを調査をして合理的な線を出さなければいけないということでは言つてもないことだと思ひます。○塚田十一郎君　これはね、法律効果を生じないと言われますけれども、法律効果を生じないし、実質上はもう相手方に対して何ら勧告を受けても平ちゃらなんだというふうな状況では、これは勧告は意味をなさないのでありまして、私はこの勧告が出て、聞かなければ処分をするぞと、公表をするぞという一連の行為はかなり私はこれは勧告を受ける者の相手方からすれば私権の侵害という感じがすると思ひます。したがつて、いや、値段をもうちょっと考へてくださいと言つてもなかなか十分話し合ひに乘らない、それで聞かなければすぐに公表だと、何にも訴えるべき手段も場所もないということではかなり私は問題が起きるんじゃないかと思ひますが、その辺どう考へていられますか。○政府委員(小島英敏君)　まあ、価格の水準をきめます場合には、当然相手の業者のコストとかそのほかの先ほど申しました適正利潤、あるいは再取得価格等、あらゆるデータを十分に精査をしてきめるということが当然でございまして、そのよ

うな、先生のおっしゃるやうな意味での役所の独断で恣意的な水準の価格になりませんようにこれはやはり十分気をつけていかなければいけないことは当然だろうと思ひます。○委員長(山下春江君)　塚田委員、ちょっとお待ちください。ちよつと速記とめて。(速記中止)○委員長(山下春江君)　速記を起して。○塚田十一郎君　それじゃ結論というわけにいきませんが、もう一つで、この問題の打ち切り時点で終了をさせていただきませんが、勧告を受けたと、しかし、受けたけれども価格が気に入らない、そこで勧告をされた場所へではなくて、好きなところへ売つちまつた、値段ももちろんそういう事態であれば指定された価格ではないと思ひます。そのよ

一方では、うちを建てたいという庶民がたいへんあるわけであります。これはもう半年近く前から、契約の際に金額は入れないで建ててくれと、できてからひとつ値段は相談だと、こういうような形で、家の木材の値上がりがそういう形にすらなっている。最近ではそういう形で住宅の建設もどちらかというところ控え目にならざるを得ない。その上、最近ではセメントが足りない、骨材がものすごく値上がりをするということです。この前も参考人をお呼びしたお話では、ブロック業者などはセメント一袋千五百円も出さなければ手に入らない

まず第一に言えることは、一つのモラル・ティ―道徳と申しますか、企業をやっている者が、やはり企業というものは一つの社会的なファンクシヨンであって、その自分の企業活動というのが社会の一つの構成員として適当な行動であるかどうかということの考えのもとに、その行動をみずから規制するという点が忘れられているのではないかかということが一番あれを見て感ずるところでございしますが、もう一つ、これは別な観点から申しますと、いままで経済の成長ということを考えてま

ものは価値を生まないんだから国民所得の中にも入れるなということになっているわけです。ところがこれ異常に多いんです。多いわけですね。そういうものに対して、付加価値を生まない所得に対しては何か別にこれを吸収することが考えられないかというようなことは、ひとつ来年度の税制調査会にお願いしてよく御検討してもらえないか

しかも、現実にもその所得は本年あるわけなんだから、その適用をさかのぼって適用してもらおうということにすることはどうかというふうに思うのであります。まあ、社会的な公正といいますが、社会的な連帯性といいますが、そういうものが失われた社会というのは、これ、なかなか、健全でないわけがございます。健全な社会を取り戻すために、国家の持っている強制権限といいますが、そういうものに使うべきであるというふうに考えるものであります。

○竹田四郎君 そうしますと、来年度の税制改正の中において、こういうような日本の国民を苦しめる、そして利益を獲得しているというふうなことをしたものにについては、来年度はひとつさかのぼって税制改正でそれを吸収していくと、こういうふうな承ってよろしゅうございますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) それは小坂個人の考えでございますが、私個人としては——個人の考えを公の場で述べて意味はないじゃないかと言われればそれまででございますけれども、私の考えを率直に申し上げて、ここで申し上げます以上は、さようなことをお願いしたい、こう思っておるわけでございます。

○竹田四郎君 主税局からお見えだと思ふんですけれども、きょうは、ほんとうは大臣に出てきてもらいたいと思うところですが、大臣が出て来られないということでありまして、大臣が出て来たらいいわけでありまして、主税局のほうでは、一体、この事態というものをどういうふうな受けとめていますか。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいま御指摘がございました新聞に報道されております利益状況を見ますと、私どもとしても、率直な感じとして、これはやや異常な利益であると申さざるを得ないという感じを持っております。実際の申告は、御承知のとおり、まだ出ておりません。今月末が申告期限でございます。実際に申告が出てまいりました段階で、公表の数字とどういう関係になります

か、中身を国税庁に十分検討してみたいと思っておりますが、今後の対処策といたしましては、ただいま竹田委員の御質問に対して小坂大臣からの御答弁がございました。法人税の問題につきましては、大蔵大臣も何回か他の委員会でお答えいたしておりますように、方向としてはその負担を引き上げるといふ方向で四十九年度の税制改正に臨みたいということをお願いいたします。私どもの事務当局といたしまして、なるべく早い機会に税制調査会の審議を開始していただいて法人税の負担の問題を御議論いただくつもりでございます。ただ、その場合に、ただいま御指摘のよう

な、幾つかの点があったと思いますが、一つは、累進的な課税あるいは超過利得税的な課税ができないか。もう一つは、こういう異常な——異常であると言わざるを得ないと思いますが、こういう異常な利益については、あとからさかのぼって課税できないかという御指摘であるように承りました。第一段の問題につきましては、従来から、竹田委員よく御承知のとおり、一般論といたしましては、生活の単位というものが、個人的事情はあるにせよ、とにかく、全体としては共通である場合、個人——自然人につきましては累進課税という観念が成り立ち得るけれども、そういう共通の尺度のない法人というものについては、なかなか累進課税という観念が取り入れがたいというのが従来からの考え方であることは御存じのとおりでございます。その意味で、おもしろ

く、おもしろい御紹介申し上げて、税制調査会としてのいろいろな角度からの御検討をお願いしてみたい、かように考えております。

ただ、さかのぼって課税するかどうかということにつきましては、これは、もちろん政治的な御

判断を最終的に必要とすると思いますが、通常の税法の考え方としては非常に異例なことになるように思います。必ずそういうことができるということとをいまま答えできない立場に私としてはござい

ます。通常、増税は適及してはならないという考え方の方が少なくとも従来は強かった。適及して重課するといふことができるかできないか、本日のこの御意見があったということは、もちろん御紹介申し上げますが、これについての結論がどうなりますか。それにつきましてはお答えを保留させていただきます。

○竹田四郎君 これだけ世間を騒がしておいて、これだけもうけをしたのを、ここで国民が私は許せるとは思えないんですよ。いまのような形で返事しかあなたはできないと、こう言うんですけれども、これでは、苦勞したのは、苦勞しっぱなしですよ。うちを建てようと思つてせっかく汗水たらして金ためたのが、ここでもうどうにもならないと。それで、一方にはうんともうけられてしまふ。ですから、私は、ここの税制の審議のときにもそういう趣旨のことは言つてあるはずなんです。たとえば、もっと早く前取りをしるか、予算委員会では言っているはずなんです。これは小坂長官が大蔵大臣の代理をやっているときです。私はそのことを言っているはずなんです。いまもって何にもしてない。片一方にはこうもうけさせておる。こういう事態の中で、政府の出したような売り惜しみの法案なんかを出したところ

で、先ほどの答弁を聞いててもあやふやなんです。よ、まさに。あんな調子で商人と対抗して対抗できるものじゃないと思ふんですよ。私は、だから、もうけたものは、それはがっかりあとで取つてしまふ。そんな悪いもうけをしたのは取つてしまふ。こういう形を明確に出していかなければ、世論が一つの商品で騒いでいけば、ほかの商品でどんどんどんどん同じことやっているんですよ。幾らもうけたあとで取られるんだぞということになれば、そんなむちゃなもうけはできないということになるんです。おそらくこの利益だつて、隠し

に隠して、やつと隠しおせないものがこれだけ出たということだろうと思ふのです。だから、いろいろ引き当て金、準備金にしてもおそろく目一ぱいに組んであるでしょう。それをいままで大蔵省も目をつぶつてそういうものを認めてきたわけですよ。ですから、この問題についても、まあ、きょうは答えられないにしても、相当な措置を私は特別に打ち出すべきだと思ふんですよ。特例法として。ただ、公表する程度のもので、もうけたのはそのままだとばなしということであ

れば、こんな不公平なことじゃないと思ふんですよ。まあ、小坂長官は個人的意見でさかのぼつてもそういうものを取りたいと言ふから、私はその見識は十分ではあるけれどもいいとは思いませんけれども、これはやはり長官、あなたの考えを政府の考え方になければいかぬと思ふんですよ。田中首相が言っているのは、わずかな法人税率を、二%上げるという程度のものでしよう。私どもは少なくとも西欧並みの水準に上げると言っているわけですが、一、二%上げるだけでしよう。そんなことじゃどうにもならぬですよ。ひとつ長官、あなたの御意見は私満足だとは思いませんけれども、そういう方向というのは悪いことじゃないと思ふんですよ。これはひとつ政府の考え方——小坂善太郎個人の考えじゃ困るわけですよ——政府の考え方についての考え方をのぼしてもらわなければ困ると思ふんですが、あなた個人の考えだということとでここでごまかすつもりはないんですよ。うけ

れども、逃げの手を打っているような感じがするんですよ。どうですか、政府の考え方としてさっそく閣議に出してもらつて、そういう方針で来年はいくという方向づけをしてほしいと思ふんですよ。どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 大蔵省のおっしゃった、適及してやるといふ考え方はむしろいいことではもう百も承知して言っているわけでございますが、どうも現状を見ておられますと、あつた報道がそのままだとどういう考えを持たせるかということについて非常に憂いを持つわけございま

す。

す。

す。

して、そういう点で申しておるわけでございまして、竹田委員は、どうもあんまり賛成でないがまあ賛成だというようなお話でございましたが、そんな程度じゃ私も困るのでありますから、たいへんな決意で言っているわけでありますから、どうぞ党は違ってもいいことはいいいふうにはつきり言っていたかかないとぐあい悪いと思います。

それから、いまの状況は、そういう一部にもうけているのがあると思ひますけれども、やはり全体の需要が非常に大きいわけでございすね。まあ、大体超完全雇用であつて、二月末の有効求人倍率というのは一・六七といふこの制度始まつて以来の高さ。三月になつて一・六四になつたから、それじゃ有効求人倍率といふのが下がったから、ちつとは景気は後退したのかといふと、そうじゃなくて、あんまり求人が多くて、申し込んだつてとても割り当てがないと思ふから求人が減つてゐるという状態。そういうものを反映して非常な需要が起きているわけでございすね。でございすから、今度の春闘に見られるような、一八%から一九%ぐらゐの賃金のアップがある。私は企業だつて決して経営案じやないと思ひます。週休二日制をやらなければならぬ。非常に高い賃金、俸給も支払わなければならぬ。そういう際で、やはり何か非常に企業全体がばかにもうけているような、そういうふうには私は思わないのです。で、欧米並みの四〇%、四一、二%に早くしろとおっしゃいますけれども、そういうふうにするに私は必ずしもそれでいいんだといふふうには思わない。日本の経済そのものを殺してしまつたんで、お互いのよりどころを失うわけでございすから、やはり日本の経済といふものは健全に発展させていかなければならぬ。それはお互いの生活の基盤を健全にするといふこと。ただ、その異常な点をやはり勇断をふるって押さなければいかぬ、こう思っているわけでございす。

おつたわけでございす、あの中で、たとえば売り渡し命令といふようなものを出した場合にもっと、いま答弁に苦しんでいるといふような話もございすけれども、それこそ行政訴訟になつていった場合に、どうにも上げも下げもならなくなつてしまふ問題があるわけでございまして、そういう点からいふと、私は政府案といふのは実情に最も即してつくられておると、かように考えておることを申し上げておきます。

○竹田四郎君 最後の質問には答えてくれなかつたわけでございすけれども、私はあなたの言うのが全部悪いと言ふのじやないんです。評価はしてゐますよ。評価はしてゐるから、私としてはまだこれでは不十分だと、あなたの考え方では不十分だと。不十分だけれども、まあ、これを早く政府の意思決定にして、そして来年度の税制にいつてこしのもうけ分をひとつ吸ひ上げてくれと、こう言っているわけですよ。だから、あなたの言っていることが全体的に悪いと私は言っているわけじやない。私も消極的だと言つてゐるだけですよ。その最後の、ひとつつこういふ問題閣議に出して方向づけをしてもらなければいかぬと思ふんですけれども、あなた、それをやつていただけてますか、ただ、あなた、あなた個人の見解だと言われたから、私としてはそれが非常に不十分だと言ふ。小坂国務大臣としての見解として閣議に出してくれなければ、いや、あれは個人的な見解だつたからといふことじやこれは困るんです。国民は、あなたがたが一衆議院議員といふ肩書きだけならば、それは私の個人の考え方だと言われるのめつこうです。少なくとも田中内閣の重要閣僚の一人として連なつてゐるわけですから、個人の考え方でありまうと言われるんじやこれは困る。その点を私は特にはつきりさせておいていただきたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御承知のように、閣議で決定するといふ前に、税の問題その他は税制調査会の決定を待つて閣議で決定するわけですから、私の考え方については、これは税制調査会に

申し入れるつもりでございす。また、そのことは、それを待つてもなく、大蔵省から大倉さんが出ておられましてよく聞いておられるわけでございすから、これはもちろん伝わると思つて申してゐるわけでございす。ですから、手続の問題としては、閣議で決定するといふ前に税制調査会に申し入れて、税制調査会でいろいろ議論をしてもらつて、その結果閣議で決定されるということになるわけでございすので、閣議で決定されるように私も私なりのできるだけの努力をしたいと思います。こう思つてゐるわけでございす。

○竹田四郎君 大倉審議官に聞きますが、いつまでもこういうものを放置しておくという形じや国民は承知しないと思ふんです。これからだつて次から次にいろいろ問題が起きてくるわけですよ。セメントが足りないと言つてゐるそのすぐ裏から、今度は骨材の猛烈な値上がりが始まつてゐるわけですよ。次から次へと起きてゐるんです。ただ世論の反響を避けるために、その反響されてゐる品物ははするかもしれないけれども、そのほかの品物で同じようにやつてゐるんです。ですから、いつまでも税制調査会の開かれるのを待つていつ開かれるのか知りませんけれども、これは早くやつてくれなければ国民はおこりますよ、ばやばやしてゐたんです。一体あなたはどのようなふうと言つてもいいですか、税制調査会へいつの税制調査会をそれをはつきりさせるつもりですか。

○政府委員(大倉真隆君) 先ほどもちよつと申し上げたかと存じますが、四十九年度の税制改正につきましても税制調査会の審議は例年よりも早く開いていただけたらどうかといふことを私もよく考へており、大蔵大臣もその趣旨の御答弁を申し上げておると思ひます。その意味で、なるべく早い機会に御審議が始まると思ひますが、通常の例で申し上げまして、次の年度の税制改正を御審議いただく最初の機会に、たとえば数字で申し上げたはうがもつとはつきりすると思ひますが、今度は四十九年度税制改正を御審議いただくわけで

すが、その最初の機会に、四十八年度の税制改正について国会でどういふ御論議があつたかといふことを私どもの手元でまとめて御報告申し上げます。それをベースにして審議を開始していただいております。今回もほぼ同じやり方を考えておりますので、先ほども申し上げましたように、本件に限りませう、所得税につきましても相続税その他につきましても、大蔵委員会を中心にしたしましていろいろの御論議をいただいておりますから、これらをまとめて御報告し、それを土台にして審議を開始していただくと、こういう日程を予想しておるわけでございす。

○竹田四郎君 一つ、どのようにあなた、報告するつもりですか。その機会はいつですか。その税制調査会をやるといふのはわかり切つてゐるので、すけれども、一体いつにその税制調査会の最初の会合を開くんですか。いつまでもぐだぐだしてゐると国民はおこりますよ。こういう、片つ方であつたといふ片つ方であつて、片方ではうんともうけてゐるんですから、こんな不公平なことがいつまでも続くといふふうには国民は思ふですよ。ですから私は早く方向づけをしないといふ、こう言ふんですよ。どのぐらゐのつもりで税制調査会を、いつから始めるぐらゐか、その辺を明確にしてもらなければ、またするするといふちやうといふふうにはしか国民はとりませんよ。その辺を明確に出して、あなたはそれに對してどういふ報告をするのか、はつきりその態度をしてほしいですよ。

○政府委員(大倉真隆君) 御質問は二点あると思ふのでございす。第一点のいつ開くかといふことにつきましては、実はまだ確定的な日取りをきめておりません。しかし、事務当局の気持ちといたしましては、おそくとも来月早々には開いていただきたいという気持ちを持っております。それから、第二点の、どういふ報告をするのかといふことにつきましては、国会での審議事項の要旨といふような、ちよつと正確な標題を覚えておりませんが、そういう標題をつけました資料

で、税目ごと、項目ごとに、こういう御審議がありましたというのを報告する例になっております。

なお、従来の提出資料は、大蔵委員会の専門調査室でございましたか、そちらにはそのつと一部ずつ差し上げるようにしております。

○竹田四郎君 せひその点は、少なくとも小坂長官の言った程度ぐらゐのものは来年度の税制改正の中に織り込むということを早く方向づけをひとつしていただきたいということでありませう。

それから、小坂長官にお聞きしたいと思うんですけれども、あなたもこの最近あらわれてきているところの決算を見て、まあ、ノーマルじゃない、アブノーマルだと、こういうふうには言っている。小坂長官として一体どのぐらゐの利潤ならば適正だと、こういうふうには思っているのでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 従来、会社が資金を集める、他人資金を集めるわけです。会社の自己資本といえども株式の応募が可能な程度の配当をしなければならぬ。で、配当は大体一割——いまのことです。一割二分くらいはしないとなかなか優良会社と言われぬのでございませうし、それぐらゐの配当が可能なような利潤というものは必要なんじゃないでしょうか。私もそういう会社の個々のものはよく存じませんが、大体においてそういうふうには思っております。

○竹田四郎君 配当率はまあいろいろな証券市場の点でさきまらうと思うんですが、会社の利益率は大体どのぐらゐを、あなたはアブノーマルだと言ふんですから、ノーマルとなれば、会社の利益率はどのぐらゐだ、必ずしも全部が配当によって規制されるわけじゃないでしょう。もういろいろな形で利益の留保というのは行なわれるわけですよ。配当だけで利益率がさきまらうわけでは私に思ふんです。どのぐらゐが適正だというふうには判断しておりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) まあ、非常にむずかしい問題で、これはもういろんな業種があるわけでございますし、まあ、もともとこの業種はもう

からぬ業種とされておるものもあるし、これは非常にもうかる業種だとされておるものもあるし、これ一がいかに全般的に幾らというふうなことを、ちょっと私はここで申し上げにくいと思ひます。

○竹田四郎君 少なくとも、ここに決算で出てきて、新聞で書かれていられるいわゆる総合商社の利益率というのは少なくともあなたのアブノーマルだと言つたんだから、大体、それは一つのさっきの言うような一割二分という明確な数字にはならないかもしない。おおむねの幅というものはノーマルな幅というものはおのずと私はあると思うんですよ。そのぐらゐのものはアブノーマルという限りは、大体どのぐらゐの利益率がノーマルだということには頭にあるはずだと思うんですがね。だからアブノーマルだということと言へると思ふ。どうですか。もちろん、それは業種によつて違ふと思ひますから、一般的に言わないで、この大手の商社の利益率というものは大体どのぐらゐが適正か。

○国務大臣(小坂善太郎君) まあ、「大手の商社」ということとだいたいお範囲が狭まってきたわけでございますが、まあ、なんでしょうね、木材でもって非常に短期間に何十億というふうな、これはまさに異常利益だと思ひます。そういう異常な利益をあげた時点をとらえてアブノーマルである、こう申し上げておるわけでありませう。

○竹田四郎君 これからあなたは閣議でもあるいはその他のことにおいても、税制問題について言っているわけですが、それから今後におけるところの、あなたの先ほどの発言から見ても、国民福祉を優先してやっていくかなくちゃならぬと、こう言っておるわけですからね。こういうふうな形で企業に利潤を取られていくということになれば、これは福祉の問題というものはおのずと後退をしよう、こういうふうには私に思ふんですよ。少なくとも日本の経済をさきまらうところの、企画面をさきまらうところの経済企画庁としては、業種別にとぐらゐに、あるいは企業別ぐらゐに大体標準の適正利潤率とかいうふうなものは大体の見当はつくでしょう。そういうこともつかないで、民間設備投資をどうするかとか景気をどうするんだというふうなことをお考えになつておるわけですか。そうすると、経済企画庁というのは大体たいへんお粗末な経済庁だということになるわけですがね。大体のものはあるんですよ、経済企画庁としては、ないんですか、そういうものは全然。

○政府委員(新田庚一君) 法人所得として経済見通しでも一応、四十七年度としまして一七・七兆という数字をはじいております。これは鉱工業生産とかあるいは卸売り物価の動向とか、あるいは雇用者所得の動向、そういったもので一応マクロ的に計算したものでございませう。御承知のように、法人所得の伸び、これは景気の局面によつて非常にブレがあるわけでございます。それでたとえば四十一年、二年、三年あたりの景気回復期におきましては、法人所得の伸びが三二、三三という数字になっております。きのうあたりから発表されました決算が、この法人所得ベースでどの程度になるか、これの突き合わせができておりませんけれども、そういう線から見るとかなり高いという感じがいたします。精密に何かが適正であるかという点、これはこういったマクロの所得の動きにつきましても、先ほどの景気の局面との関係もございませうし、特にミクロの業種別になりますと、資産構成その他の相違から、適正利潤率というものが幾らかという点の御質問にお答えすることは非常に困難かと思ひます。

○竹田四郎君 そういうものがわからぬでモラルがあるとかないとかそんなことは言えないじゃないですか。おおよその基準というものが——もちろん業種により資産構成によつて違ふわけですが、おおよそのめどというものがあつて初めてそこにノーマルだとかアブノーマルだとか、あるいはモラルがあるとかないとか、そういうものがないとは言えるわけでしょう。そういうものなしに、もうけ過ぎだとかもうけ過ぎじゃないとかそんなことは言えないでしょう。そういうものは企画

画庁としていままでも調べたことがないわけですか。大体適正な成長率、その成長率の中で大体法人の利潤率はどのぐらゐが確保されると、そういうモデルをつくらせておやりになったことがないんですか。

○政府委員(新田庚一君) 大体過去のたとえば売り上げ高利益率ですと、先ほど申し上げましたように、景気の循環によつて違ひますけれども、どの業種がどの程度の利益率かという点は、これはたとえば日銀の「主要企業経済分析」あたりからの過去の数字のトレースによつてある程度は見当はつくわけでございますが、ただ、いままで発表されました数字からこれに突き合わせるような数字がまだ出てきておりませんので、的確にこの程度多いとかいうふうな判断はできないのでございませうが、まあ、感じとしてはかなり大きいということではあるかと思ひます。

○竹田四郎君 そういうものが出てこなければ、実際今度の法案に対する異常な買い占めだとか売り惜しみだとか、そういうようなものは具体的に出てこないでしょう。そういった一つの大きな基準があつて、たとえば純利益が五兆なら五兆だと、その前後のものだという形でなければ、幾らどんなことをしようが、やっぱり企業を中心の、企業優先の経済体制というものになつて、福祉の充実なんというものはちつともあらわれてこないじゃないですか。何にも尺度なしでやっていると、こういふことじゃありませんか。経済企画庁がそんなんじや私は困ると思ふ。長官、そういう中ではたしていまのような混乱した経済というものが、福祉中心の、福祉充実の経済へ持っていくことができませんか。企業はもうかつてくる。もうかつてくればその金で当然投資もするでしょう。景気もよくなるでしょう。利潤も高くなるでしょう。そうしたらその方向へ流されちゃうじゃないですか。そういうことについて長官は、そういうものをつくらなくともいい、そういうモラルの基準というものはなくともいい、こういうふうにお考えなんですか。大体そういう目安というものはつくるべきである

というふうにお考えですか、どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 企業のいろんな業態によって、どの企業はどのくらいの利潤が適正であらうかというようなことは、これは戦争中にちょっと手がけたことがございましたけれども、実態はうまくいかなかったわけでございます。私も、それはちょっとやるべきでないし、やってもそれはできないというふうにお考えでございまして、結局適正な競争によって利潤率というものが適正なところへおさまるし、そしてそれぞれの適正な企業の形というものがおのずから定まってくるというふうにお考えでございまして、まあ、公取委員長そばにいますけれども、私はそういう意味の寡占というものをつくらせないようにすることが一番今後の問題だというふうにお考えでございまして、いまの商社活動で私がアブノーマルと言いましたのは、やはり数少ない商社が非常に大きな経済力を持ってあらゆるものに手を出している。土地の買い占めもやっておるといふような状況を前にいたしまして、こういうものは、まさに本来投機などはやるべきものではないと思いますが、それにまで手を出しておるとすれば、そういうことはこれはモラルの問題として締めていかなければならぬというふうにお考えでございまして、私は先ほどかなり税制について思い切ったことを申しましたのは、いままんながその方向に走っているわけですから、どうしてもこの勢いをとめてしまわなければいけない。それはいま竹田委員とその点は私は同じように考えるので、すけれども、いまの利潤はそのままにしておけば投資に向けていくんだ、もう現に機械受注が非常にふえている。これは民間設備投資にまともに行くと、こういうことになるかとまたもの形に変わると、さかのぼるといふのはまずいけれども、今度国会で御審議願っている国土総合開発法ではやはり土地の問題でそういう考え方を新しく入れていくわけですから、その異常な事態に対処するためには税でもってこれを防ぐのが一番いいんじゃないか。

そして、出てきた税でもって公共投資なり公共福祉増進なりのほうに行くという大政策といえますか、一つの大きな綱を打たなければいかぬのじゃないかというふうにお考えでございまして、経済企画庁というのはいま個々のことにかいてはいいまでもやっておりますし、そういう統計はないわけ、全体のマクロの経済の動きというものをとらえて見通しを立てて経済計画を進めているわけでございますが、しかし、それと別の問題といたしまして、いまのみんなあわあわと非常な過剰流動性から出てきた投資意欲というものを少しさます必要がある、こういうふうには思っているものであります。

○竹田四郎君 それではその問題はどの程度にしておいて、企画庁の長官にさらに伺いますけれども、いまも過剰流動性ということばが出たのですが、この過剰流動性というのは、二回にわたる預金準備率あるいは公定歩合の引き上げ、そういうようなことで、過剰流動性の動向というのは、これはなかなか数字ではつかめないでしょうか。過剰流動性の動向というのは大ざっぱにどんなふうになってきていますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 大体過剰流動性の問題は、申し上げておりましたように、四十六年、七十年合せて外為の散布超で六兆円、銀行の貸し出し増で三十五兆円というふうなことであるわけですから、これは平均の年に比べてそれだけふえているというわけではございませんが、平均から見ると、やはり両方合計して約三兆兆円ぐらいふえているんじゃないかと思いますが、どのくらいふえたか、どのくらい過剰流動性かと言われると、これは私にはよくわからないわけですが、まあ、そういうものがあるというところは現実でございまして、いま貿易収支の面から見ると、非常にこのところ輸出が減り輸入が伸びておるわけでございます。最近、外為の揚げ超は非常に顕著になって、本年になってから四月には約三千億の揚げ超になって、五月になってからこの十日間で約千億揚がっているというふうにお聞きしておるわけでございます。

います。その意味の過剰流動性は非常に早い速度で収縮をしているというふうにお聞きすると思うのでございます。それから、銀行の預金準備率の引き上げを二度やりました、それから公定歩合を一六年前年度の同月に比して減らしたり、土地投資に對しての窓口規制をやったり、そういうことをいろいろやっておりますから、さういふうちに聞いている状況はあらわれてきているというふうにお答えします。

○竹田四郎君 それはあとで資料で出したら出してほしいと思います。できますか。

○政府委員(新田庚一君) 過剰流動性の動向でございすけれども、これは過剰流動性の範囲、それから、どういった指標をその動向を見る場合使うかと、いろいろ議論はございますけれども、ごく常識的には、過剰流動性の範囲を企業個人の保有する現金通貨と預金通貨の合計、そのGNPの対比というもので、いわゆるマシーナルのkでつかっているわけでございます。それからもう一つは、企業の手元流動性の数字、これは日本銀行の短期観測の数字がございまして、その動向で大体の推計をするという二つが常識的な方法かと思はれますが、実はこのマシーナルのkにつきましては、これは御承知かと思いますが、GNPとの対比でございまして、GNPが現在のところ、十月—十二月までしか出ておりませんので、したがって、時点としては四十七年末としまして、マシーナルのkが三八・二になっておるといふことでございまして、ただ、これはたとえば四十年当時から四十五年まで大体三〇兆ぐらいで推移しておったのが四十七年末に三八に上がっておるといふことになりふたわけでございます。したがって、このあたりの動向は、これは、GNPが、これは今月末あるいは来月初旬ぐらいに一月—三月が出ると思いますが、そういうGNPの動きとマネーフローとの関係で統計的には出てくるということでございます。現在におき

ましては四十七年末の数字しかないわけでございます。で、短期観測のほうの数字としましては、ちよっといま手元に数字がございせんが……

○竹田四郎君 局長、あとで出してください、時間ないから。

○政府委員(新田庚一君) ごく最近の時点では、一月—三月で一・二が四月以降一・一九に若干下がっているというのでございまして。

○竹田四郎君 時間がなから次に移りますけれども、通産省の方、来ておりますか。これは首都圏を中心とする、先ほどちょっと話に出しました、衛生陶器、メーカーのほうはたいへん生産のほうに馬力を入れている、こう言っているわけですが、しかし、末端の管工事をやっている者から言え、お客さんの注文で、とにかく東京を越えたら北の群馬県とか栃木県まで行かないと手に入らぬ、こういう状態だと、こういうふうには言われているんですが、一体これはほんとうにメーカーがだくさんつくっているのか、それを内需としていままでの需要に比べて出しているのか、あるいは話に聞きますと、内需に回さないで輸出しているというふうな話もあるわけですが、そういうことが非常に国内における衛生陶器の末端における需要を満たしていない、こういうことで、これは一体どうなんですか、幾ら家をつくったってそこが足りないというふうな話もあるわけですが、さっきのようなたいへん高い木材を買わされた家をつくって、その末今度はトイレができないというのじゃ、これは幾ら家だけできたって生活できないわけですよ。その実情というのは、一体どこでそういうふうな品不足を招いているのか、その点をばっちりひとつ御答弁いただきたいし、それにどう対処していくのか、同時に御答をいただきたい。

○説明員(矢橋有彦君) まず、衛生陶器、特に御指摘の水洗式の便器の需給の状況及びこれに対する対策につきまして申し上げます。まず、需給の現状でございますけれども、出荷のほうは非常に勢いで伸びております。具体的に申

し上げますと、ことしに入りまして一月には前年比で五二%ふえております。メーカーからの出荷でございます。それから二月には三一%増加しております。以上は通産省の行なっております雑貨統計に基づく公的統計でございますが、その後のものにつきましては公的統計がございませんので、メーカーに対するヒヤリングを行ないました結果でございますが、三月以降も引き続き出荷は非常に旺盛でございます。前年に対して三割以上の伸びを示しております。そしてメーカーはフル生産を行なっているという事情でございます。他方、受注のほうはこの出荷を上回ります非常に活発でございます。具体的には、最近の受注は前年に対して五割の増というふうな考えられておる次第でございます。そして、それに伴いまして、在庫でございますが、メーカー段階での在庫は、通常は生産の二カ月分ぐらいが適正と考えられているわけですが、現状では〇・七カ月分しかないというところでございます。

なお、衛生陶器の流通は、メーカーから特約店、特約店から二次問屋、それから二次問屋から管工業者等のいわゆる施工業者といったルートをとるわけでございますが、いま申し上げましたような意味での流通段階における在庫はほとんどないという状況でございます。そして、このような最近の需要の強い伸びは何によってもたらされたかということでございますが、昨年秋季以降住宅の建築着工面積が非常に伸びております。二割ないし三割伸びておるわけでございますが、それらがちょうど完成の時期に差し加かっておるということが原因かと考えるわけでございます。

次に、これに対する対策でございますが、この商品につきましては、原料はほとんど国産でございます。その面からの生産の制約要因はないわけでございますが、設備的に申しまして目下、先ほど申し上げましたように、メーカーは全部フル生産の状況にあるわけでございます。したがって、これに対処する方策といたしましては二

つしかなないわけでございます。一つは、増設を進めることでございます。これは、しかしながら、設備投資の懐妊期間がございまして、急にはまいりませんが、すでに予定されておりますところの増設計画を繰り早めるといったようなことを促進したいと考えておるわけでございます。それからもう一つ、同じ衛生陶器と申ししましても、水洗用の便器のようにきわめて需給がタイトのものと、比較的そうでないものとの差をわけございまして、需給上余裕のある品種からの生産の転換を指導したい、このように考えておる次第でございます。

それからいま一つ、蛇足かも知れませんが、その間に買い占めないしは売り惜しみといったようなものがあつたかということでございますが、たとえば大手商社等による大がかりな買い占めといったものはないものと思っております。と申しますことは、先ほど申し上げましたように、流通経路がメーカー、特約店、二次店、施工業者といったルートをたどっておりまして、このルートが比較的固定をしております。したがって、たとえば大商社等がこれに横から参入するというチャンスが少ないということ、いま一つは、商品の性格から申しまして、非常にかさばるものでもございまして、また破損といった心配もあるものでございまして、いわゆる買い占めといったものはおそらくないのではなからうかと、このように考えておるわけでございます。

それからもう一つ、売り惜しみにつきましてはどうかと。これもさだかでない点でございますけれども、先ほど申し上げましたように、特約店、二次店ともに在庫はほとんどないというのが実情のようでございます。これをもとにして考えますと、売り惜しみもないと言えるのではないかと。思うわけでございますけれども、ただ、先生御指摘のように、たとえばけさの新聞情報その他、あるいは売り惜しみの事実があるのではないかと。このような論調も新聞に出ておるわけでございます。

して、その点につきましては、今後詳細に調査をしたい。もしそのような事実があれば、先ほど申し上げました二つの対策に加えまして、そういうものについての排除ということも対策の一つとして加えなければならぬ、かように存じておる次第でございます。

○竹田四郎君 これを取り上げたのは、長官、一つ一般にこう言われている、たとえば木材だとかセメントだとか、そんなことをたれば片方であらう。は？と起きておるんだと。私はこの中にはおそらく売り惜しみもかなりあると思うのです。まあ、大手商社かどうかはこれはわかりません。小さな業者かも知れません。売り惜しみはあるだろう。だから、こういう問題はどうかですか、緊急に輸入をしていくというわけにはいきませんか、その点は。

○説明員(矢橋有彦君) 現在、最近の輸入の状況でございますけれども、非常に少量でございます。たとえば昭和四十六年でございまして、トン数にいたしまして、三十三トン、わずかに。それから四十七年には輸入がふえたと思つても百三十九トンということでございます。大体年産、水洗式の便器だけで五万トン程度の需要がある商品でございます。現状では輸入は非常に微々たるものでございます。そして次に、これを急にふやすことができるかどうかということでございます。すけれども、非常にバルキーなものでございまして、運賃の問題その他勘案いたしますと、なかなか輸入しにくい。そしてまた、従来あまりたくさん輸入しておりませんので、急に輸入しようと思つても、いわゆる取引上のチャネルがない、こういうことから、急に輸入の増加によってこれに対処するということは実際上きわめてむづかしいことかと考えるわけでございます。

それから次に、輸出を抑制する方法がこれに付随してあり得るわけでございますが、この輸出も二千トンに満たない程度の輸出しかございせん。しかも、それが年々減少しつつあるわけでございます。この面からも、たとえば輸出を抑制して

国内の需給の緩和を行なうという手だてにも乏しいというふうな考えでおる次第でございます。

○竹田四郎君 どうも聞いていたよりがない。どうにもしようがないと、増設するにしたら、そんなに急に増設することができぬわけでもない。非常にたよりのない返事なんです。これはもう少し何とかばくは方法はあると思うんです。こういうものというのは世界的にできていないものから、日本一国だけが特殊なものだというわけではない。まあ、特殊なものもあると思う。何かそういう点で非常にたよりのないと思う。何かですが、これはもう少し研究してみてください。

それから、私の受け持ちの時間はないですから、ひとつあと資料を出してもらいたいと思つて、たとえば信託銀行が不動産業に貸し付けた貸し付け金の残高というものはものすごいわけですね。昭和四十五年六月を一〇〇として、昭和四十七年十二月、倍率十一倍貸し付けているのです。信託銀行というのはまさに不動産屋に対する資金供給もどかと言つてもいいくらいなわけですよ。これが具体的にどういふところへどのくらい貸し付けているか、どういふ信託銀行はどのくらい貸し付けているか、ひとつ詳細な資料をこの次までに出していただきたい。これをお願いしておきたいと思つてます。

もう少しいろいろ詳しく聞きたいのですが、時間がございせんが、それから、ここで長官に特に私、お願いしておきたいのですが、この前の委員会、セメントがないと言つて、鋼材も最近の回りは、価格は何か下げたようだけれども、たいへん鋼材の入手が困難になっておる。骨材は上がつておる。こういうことになりまして、都市の近郊——三大経済圏の近郊というものは、おそらく中・小学校の新設、増設というものがたいへん急を要しているわけです。子供たちはいまプレハブ校舎に入っているわけです。早くそういうびしょとした校舎に入りたいという希望があるわけですよ。これには特に資材を政府のほうから指示して

回して、計画どおりに学校が建てられるように私はすべきだと思ふんですよ。これひとつ要望しておきますからね、資材がそういう方向に回って、

ほとんど不足な学校が、計画されているものが建っていくように、資材を回すように、経済企画庁や各都府にこう指示して回すようにしていただきたいと思ふんですが、これ一つの要望です。

それから、公取委員長お見えになっておりますから、この前私事務局長までに課題に出してあるA重油の価格ですね、これがほとんど統一された価格になっているわけです。しかも、A重油といふのはいまの公害防止の中で非常に貴重な扱いになっているわけです。お調べいただいたと思うのですが、一カ月くらいかかっているわけですよ。その結果一体どういふふうになっているか、その点の御報告をひとつ願いたい。

○政府委員(高橋俊英君) A重油の価格は、いまのところ、その価格の決定について結局私も問題とするのは、価格の協定が行なわれているかどうかといふことでございますから、それについてそういうことが手がかりがあるかどうかまだ調査中でございます。本来その疑いをもつて立ち入り検査をするという段階にはまだ至っていません。なるほど、おっしゃるようには、価格がある程度似たものになっているという点はまあ否定できないと思っております。こういうものについて協定のようなのがあったかどうかを目下厳重に調査をしておりますという段階でございます。

○竹田四郎君 まあ、私の言ったのはもう一カ月前ですよ。いつまでもそれが結論が出ないというようなことなら、これはそういうことをやっているのを助けているというように私は思わざるを得ないのですよ。もう少し敏速に公取は公取として動く態勢をつくってくださいよ。人が足りなければ人を多くしたらどうですか。もっと機敏に動かなければ商社なんか全部やられちゃいますよ。何にもならないですよ、どんな議論したってね、のろのろのろのろしてたんじゃあ。このことを強く公取委員長に要望して、私、時間ありません

からきょうは終わりますけれども、もう少し明確にその辺はしてくれないと困ります。

以上要望して私は終わります。

○説明員(岩瀬義郎君) 一つだけ、いま先生の御指摘の点は資料で提出しろということでございます。すので、後日御説明いたしますが、若干ちょっと私のほうから弁明させていただきますが、信託銀行の不動産業向けの貸し付けでございますが、これは一般の全国銀行の貸し付けの伸び率に對しましてやや下目に出ております。ただ、先生の御指摘の点は、信託銀行に銀行勘定と信託勘定とございまして、私もいま申し上げました数字は、両方合せてましたところの信託銀行全体の貸し出しの伸び率、これは大体全国銀行の貸し出しの伸び率よりやや下目でございます。ただ、御指摘の銀行勘定だけを抜き出しましてとりましますと、それは先生の御指摘の大体数字になっております。ただ、銀行勘定と申しますのは、最近不動産貸し付け……

○竹田四郎君 あとでいいです。資料として出してください。

○説明員(岩瀬義郎君) 伸びてまいりました。そういう点でございます。ちょっとよいなことでもございました。

○竹田四郎君 ちょっともう一点、せっかくお見えになったから。

信託銀行に不動産部なんというのがあるんですがね、そういうのをやめさせたらどうですか。

○説明員(岩瀬義郎君) これは、具体的に申しますと、信託業務というのがそもそも始まりにあつたわけでございます。これは戦前から、それで、昭和二十四年でございましたか、銀行業務が認められまして、あらためてそこで銀行業務に兼営させて信託業務を認める、こういうふうなことで信託銀行になったわけでございます。

○竹田四郎君 信託じゃないよ。売買しているんだよ。

○説明員(岩瀬義郎君) ところが、実態を見ますと、信託銀行の不動産業務というのはかなり信頼

が置ける業績を持っておりまして、かなり有能な鑑定士等をたくさん持っておりますので、われわれから見ますと、信託銀行の不動産部門というのは堅実かつ国民の方々からも信頼をされておるといふふうに出ております。したがって、ここで信託部門の中から不動産部門を、不動産業部門を取り除くということについては、これは制度の問題でございますので、慎重に考えなければいけませんけれども、かなり国民の中に定着しておる、信頼されておるものでございますので、なかなか最近の動向だけで判断するのはやや問題があるうかと思ひます。

○委員長(山下善江君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(山下善江君) 速記を起してください。

○伊部真君 まず、私は通産省に苦言を呈しておきたいと思ふのでありますが、実は、通産大臣は私の本会議での質問に對しての答弁を衆議院の物特のほうで訂正されているわけですよ。これは小坂長官との説明の食い違いがあるということでは訂正をされておるといふふうに私は議事録で見たのであります。これは大臣が来てからでないとはんとはいかなぬのですけれども、それなら私はこの参議院の物価特別委員会にまず来て、前後になつてもかまいませんから、きょうは進んで来られてその弁明はしておくべきだと思ふんですよ。われわれのほうの答弁に對して不十分であつたという表現であります。明らかにこれは内容を違えておりますよ。そういう違えた答弁を訂正するのには、衆議院のほうの委員会でもやって、こへ出てこぬといふのは、私は、きょうはほかのほうの都合があつたといふことで私もやむを得ぬとは思いますが、これは私、筋道として非常に遺憾だと思ひます。お伝えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山下英明君) 御指摘の点は、私も大臣からきょう午前中とく聞きまして、所用でどうしても出席できないけれども、もし伊部先生の御質疑があればとくその旨を御了解をいただく

よう答弁しておいてくれと、こういう指示を受けております。もしお差しつかえなければ答弁いたします。

○伊部真君 それでは、最終的な結論というのは大臣が来られてからでないと思ひますけれども、この間の本会議での質問に對して大臣の答弁といふのは、マージンの問題に對してはかなりの制度的にも法的にも考えなければならぬといふ意味のことを言われておったんですが、その後わが党の松浦委員の質問に對して、これについて十分であつたので訂正するということでは訂正されておるわけですね。私は、マージンの中身のところでまた議論をせなければいかぬと思ひますけれども、問題は、今日の商社の問題を見ても、あるいは物価騰貴の問題にしても、価格、その中の大きな部分であるマージンの問題について何らかの規制をするか、もしくは、規制でなければ、ある程度の指導基準といふものを持つて、ものさしかなければいかぬのではないかと、それを否定されたのでは、私は、どうしてこれから物価騰貴に對する指導といふものを、行政面であつたか何であつたか、指導といふものが行なえるのか非常に疑問なんですけれども、その意味で行政面で何らかの指導をしたいといふふうなお話もありましたけれども、具体的に何を尺度にして指導されようとするのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山下英明君) 流通の形態、取引の実情及びその流通過程における価格につきましては、私も、その商品、その取引の形態に応じて行政を指導をしていくというの方針でございます。その際に、政府のほうでは、ある指針あるいはガイドライン、あるいは個別の場合には適正マージンの幅といふようなものを指示することもございます。しかし、原則は当事者間の意思の合意、契約、そういうものにまかせますとともに、御承知のとおり、個別法におきましてある程度政府が権限を持つておるものもございますが、一般的には、特に問題になっております商社の取引の大部分につきましては政府が価格に介入する根拠を持つて

おりません。昌頭御指摘の中曾根大臣の衆議院の委員会における訂正発言におきましても、その点を主として言っておられますので、その際に、行政指導によってその正常化をはかるのみならず、また、もしこの法律が通過いたしました場合には、この法律の実施に関しては第四条の売り渡し価格を指定して在庫の売り渡しを勧告したり、あるいは第五条によって、買い占めあるいは売り惜しみの疑いがある場合には立ち入り検査することなどによって不当なマージンを是正していく考えを申し述べたものであります、と申しておりますものも、そういった線に沿った訂正発言だと思えます。

○伊部眞君 衆議院での議事録を見ますと、こう出ているわけです。「一定の限度を逸脱した大幅のマージンについては、情勢により行政指導ないしはこの法律の発動によりまして、これを規制する必要があると思いますが、これは、この法律の制定を待ちまして、運用を行ないまして、推移を見たいと思う次第でございます」ということを参議院の本案議で答弁をしたということなんです。私は、いまのようにこの法律の適用物資に限ってのマージンとか価格の問題を質問したのではなしに、一般的問題として私、本会議での質問をしたわけです。したがって、この法律の発動に限定しないで答弁もまたそういうふうには私は受け取っているわけです。だから、これは明らかに一般的な商取引の場合の指導基準というものがかなり積極的な姿勢で出るものだというふうに期待をしておいたところなんです。ところが、それが、この答弁は不十分で誤解を招くということで、内容を変えて答弁をしているわけです。これは一番大事なことは、従来どおり、行政指導によってその正常化をはかるのみならず、「という表現が中心になつておるわけです。明らかにこれは違ふんですよ。ですから、これは私としては心外なのは、参議院で答弁したのを衆議院の委員会ですそれを訂正して、そのままになっているというところが私は問題だと思ひます。これは後刻にこの問題については保留をしておきます。私は納得したわけでは

ありません。

次に、先ほど塚田委員のほうからありましたけれども、この物価騰貴の問題、あるいは売り惜しみ、買い占めの法案の適用は、一番大事なことではやっぱり早く手を打つということだと思ふ。これは私も同感だと思ふんです。その意味ではかなり鋭敏にこれを注目をしなければいかぬと思ひます。配慮をしないでいかなければいかぬと思ひます。そういう意味で考えてみますと、商社の最近の状況、これを私は調べてみると、この半年、一年前に通産省として手を打つべき、あるいは関心を払うべきことがあったのではなからうかというふう

八年の三月、これがまた三割も四割もふえているという。このときから土地、株で大商社はいへんな大もうけをしているというふうに見えるべきではないか。その場合に通産省としては商社の異常な商活動に対して注目ができなかったのか、売り上げが一緒に利益が倍増になっていたのか、売りに対して。しかも、そのふえ方が、商社のうちで、特に株や土地を扱った丸紅だ、あるいは伊藤忠だとか日商岩井、こういうところに非常に顕著に出てきているということ、こういう状態ではほんとうに鋭敏に物価騰貴に対して先取りをするとか、早く手を打つということができなかった、できないのではないかと思ひます。過去においてできなかったものがこれからできるというこの保証がないと思ひますが、その点について御意見を伺いたい。

○政府委員(山下英明君) 御指摘の点は私もその通りと思つております。といひますのは、四十七年の下期、つまり昨年九月決算においてすでに顕著な数字上の徴候が出ておりました、今回三ヶ月決算が一般に四十七年下期と比べて十数%アップとか、二十数%アップということを言つておられますが、全体の徴候を見ますときには、徴候が出てきたのは四十七年の上期の決算で出てきております。つまり九月末まで出ております。全体として見るときには少なくとも四期を通じて見るべきである。そうすれば四十七年の上期、下期と増加が続いておる、こういう状態でございます。なぜ早く気がつかなかったかという点につきましては、私も、私も反省をいたしておるところでございます。まして、営業報告が出るのは、去年の例でいへば十一月でございますが、そのころにはわかつておったわけでございしますが、実際に経済政策の方針を立てるときと、それと実際の動きと表面に出てきた数字と、その深層を動く数字、この辺が非常にむずかしい問題だと思ひますが、実際には御承知のように四十六年八月十五日のドルショック以来諸般の政策を実施して去年の七月によやう金利引き下げの一巡が終つた、実際にはそういう政策をとつてきたところに、もうすでにこ

ういった余剰資金、過剰流動性による商社活動が進んでおつたということございまして、そこで急遽方向転換せざるを得ない、こういうタイム・ラグの点につきましては、今後の政策面でも反省すべき一つの点だと思つております。

○伊部眞君 これは、これだけ顕著に異常な状態が出てくるのに気がつかないということ、ほんとうに将来の物価騰貴に対する手が打てるのかどうかということが心配であります。

そこで小坂長官にお伺ひいたしますが、私がいま申し上げましたように、大商社というのは今日では輸入物資の羊毛の場合あるいは綿花の場合には独占をしているわけですし、あるいは木材の場合にも六割から七割ということになりますから、ほとんどシェアの独占という状況が強まっております。したがって、この商社の動きというもの、私はかなり注目をしないといひ、あるいは警戒をしないといひ、価格操作あるいは市場を支配をするというようなことが心配になつてくると思ふのです。そういう意味ではこれは当然ほかの企業とは違つた目で注意を払わなければいかぬと思ふのであります。そこで先ほど申し上げたように、三ヶ月決算に非常に大ばるもうけだというふうにいま騒いでおりますけれども、確かに物価騰貴との結びつきが非常に顕著に出たからこうですけれども、実際の商社のもうけ過ぎというのは、ことしの三ヶ月決算じゃなしに、九ヶ月決算で出てるんですよ、ほとんどは。前年同期の九月決算と比較をしたときにもう異常なものが出ています。むしろ九月決算と三ヶ月決算と比較すると、その上が幅というのはいくらに軽微なんですか。それは企業によって違ひます。企業によって違ひますけれども、大商社を対象にした場合は軽微なんですか。こういう場合に、これは将来のことでもあります。こういふ場合、これは将来のこととあります。そして、こういう状態に対してどのように指導すべきだということをお考えですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 従来、商社というもののに対する注目のしかたが少なかったということ

あるとは思えないですよ。それなら、よほど商社は、これは犯罪的なものだぞよという意識をあらかじめちゃんと教育をするということ、そういう意識を植えつけるようなやり方というものを持たなければ、表現としてはあまりよくないかもわからぬけれども、やはり犯罪行為としての意識を持たすということ、これはやはり社会的な制裁というのは、ただ公表というのじゃなくて、そういうところになければならぬと思うのです。それはここで意見の問題でありますから、またそれは譲るといたしまして、私はどうもいまの長官の答弁によって、まあ、ある程度の物価高騰がこれによって押えられるという安心ができないものですから、どうもそういう点ではこの法案は非常に力の弱いものだという気がいたしますが、その点、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私、やっぱり伊部委員も仰せられたように、こういう民主主義体制というものはやはりどうも時期がおくれていくといひますか、すばやい者がこういう法律ができる

感じるわけでございます。そこで、実はいまの何かもうけるのがあたりまえのような雰囲気遮断するには、法律はあとでできてもそれは遅及するんだよというびりっとしたところがないと、なかなかこれとまらぬのではないかと思っておりますわけでございます。で、この法案が非常になまぬるいではないかという御指摘もございましたわけでございますけれども、私どもはやはり法律、命令というところまでいき、それに違反したら罰則を科するぞといえますと、塚田委員の御質問の中でいろいろな想定問答があったわけでございますが、どうも命令を出す以上は必ず行政訴訟がくると、行政訴訟を起こされても絶対に勝てるんだというふうなことを考えてまいりますと、またさらに慎重にかまえにやならぬ、その間に時期を失するということがございますので、まあ、この程度で社会的制裁じゃ弱いじゃないかという御疑念もあろうと思えますけれども、いつでももうできる

がない、売却の価格に対してパーセンテージをとるのは自由主義の原則からいってやむを得ないのだということだけで片づけられたんではいかぬと思うんです。やっぱりそれに対して必死な抵抗を行政のほうでもしていかなきゃいかぬのじゃないか。そういう意味で何らかの具体的な指導基準と

○政府委員（小島英敏君）

木材の場合はどうか、必ずしも私、詳しくて

力といひますが需要多自身がそれいふ不安定な
取川で資金力その他から必じおれなくばのまして

が固定しておりませんで、かなり動いているとい

ざいまして、その意味では、なかなかやはり一つ

を食うばかりでしょうがないのでね、ほんとう

第二十一部 勿面等对策特別委員会會議録第

次に、時間がなくなってきますから、進んでい

基準といふものか 行重筆用といふものか程に出

与えた影響と被害に対して、商社は何の反省があ

は全く反省というものがないというふうに言わざ

行動が変化をする可能性は非常に薄いというふう

昭和四十八年五月十一日

は今後の問題でございまして、それを十分注意し

るやはり行政上の反省あるいは業界は業界として

判文に行重基準について、何でもやってもいいと

高騰の顯著にあらわれておるのはほとんど商社が

の問題にしても、やはりあると思うのですが、し

100

「動基準」をつくったということそのことは評価い

さいましたけれども、あるいはものによつてはそ

言、がわけてあるはずが、それだけのものの間に

な方法を考えてみたい、こう思っている次第

しかるべきだというふうに思ったんですが、どう

九

いろいろありますけれども省略をして、一つは、先ほどもありましたが、「多量」という範囲というもの、これは業種、物資によってもいろいろこの基準が違ふと思ひますけれども、この点についてのやはり目安を何らかの形で明らかにすべきではないのだからか。その状況に應じてということだけでは済まされないのではなからうかというふうな思ひますし、それからもう一つは、生活関連物資の指定というものは具体的にどういうふうな方法で指定をされるという、その手続なりその対象というものについてどう考えるのかということ。それから、今度の提案の中に、物価対策に対する総合的な資料を一本で責任官庁である経済企画庁のほうに集約をするということが必要ではないかと、そういう意味で野党側のほうの案にはそれが盛り込まれているわけですが、政府案にないというものは、それは現在もそういうふうに行なわれておるし、支障がないという意味でそれを入れてないのかどうかという点についてお聞かせをいただきたいと思います。

ほかにもありますけれども、時間がまいりましたので、私の質問はいまの点をお答えをいただいたことで終わりたいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君) 第一の「多量」という点でございすけれども、これはやはりその企業の過去におけるいわゆる適正在庫と申しますか、出荷に対して何分ぐらゐ持っているか、あるいは何か月分持っているかという数字が当然ございすので、そういうものをめどにして、著しくそれを越えていけば「多量」ということになるわけでございます。一般論はそういうことでございすけれども、先ほど来申し上げておりますように、非常に細かい企業等につきましては、その割合が非常に多くあつても、経済的な効果があまり期待できないということ、これは行政の効率性という観点も加味されているわけでございますけれども、大体やはり経済的な効果の大きなものが期待できる相当大規模な企業について中心として考えるということでございます。

それから、指定の手続でございすけれども、これはあの法案の第二条にございすように、「価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合」というのが第一の構成要件でございまして、第二は、「買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるとき」ということでございすので、やはり先ほど御説明申し上げましたように、価格の動きというものが第一義的に重要でございまして、最近、この法律でなくとも、私ども御売り物価、消費者物価両方につきまして、全品目について、前月に対してどれくらい上がつていっているかあるいは前年同月に対してどれくらい上を網羅的に調べております。そういうものを参考にいたしまして、やはりどうも「異常」が何分かというところはなかなか一律に申し上げにくいのですけれども、「異常に上昇し又は上昇するおそれがある」ということはそこそこと一つ出てくるわけでございます。その中で、そのものの性質上、これはどうも買占め、売り惜しみの対象になるようなものではないかというものはもちろんはずれるわけでございますし、それから、ほかの法律によつてより強い規制が行ない得るようなものにつきましまして、これはこの法律の対象からはすすということになつて整理されているわけでございます。そういうことで、物資の指定に関する政令、これは関係各省ともちろん御相談した上で、内閣の合意を得て物資指定のための政令を出すという手続になるわけでございます。

それから第三の情報の点でございすか、一元的に云々とおっしゃいましたのは、
○伊部真君 いわゆる在庫量その他の資料を報告させるというところは、私はやはり各省の中で経済企画庁なら経済企画庁一本のところを統一をすべきだと、そういう意味で四党案のほうに出てくるわけですが、それが必要でないというのはどういふことだということですか。

○政府委員(小島英敏君) これはやはり各物資につきましましては、物資所管官庁が第一義的な責任を

持つてゐるわけでございます。そういうことで、この法案におきましては、内閣総理大臣の補佐としての企画庁長官、その事務局が企画庁でございすますが、これが加わりまして主務官庁と一緒に調査をいたし資料を徴収するわけでございます。したがひまして、野党案の場合には、「又は」ということで企画庁独自でもできるし主務省独自でもできるということになつておりますから、この場合は主務省に対して企画庁が資料を要求するということがあり得るわけでございますけれども、政府提案の場合には、たゞまゑとしても両方一緒に調査をいたすわけでございますから、特に一元的に企画庁に集めるという必要がないということでございます。

○田代富士男君 ちょうどいま五時でございまして、そろそろ夕飯の時間でございます。皆さん方全部おなかもちいていらつしやるかと思ひますが、国民生活に大事な問題でございすから、引き続きお願いをしたいと思います。特に時間の関係もございすから、私はきょうは三つの点から質問を行ないたいと思ひます。

第一は、国民の生活の安定のために輸入政策を強力に推し進めていってらうかという問題点。第二の問題点は、きょうも当委員会の問題にされております総合商社の根本的な体質の問題でございす。第三点は、現在国民の皆さん方が生活苦に悩んでおりますこの原因はどこにあるか。この三点から、時間があればあらゆる角度からと思ひますが、時間もありませんから、端的な質問をしてまいりたいと思ひます。

で、まず先日当委員会におきまして、長官は輸入政策につきましまして、輸入政策を積極的に活用することとし、このため生活関連物資を中心に関税率の引き下げや輸入割当率の拡大や輸入自由化の推進をはかるとともに、流通機構の合理化競争条件の整備によりまして輸入政策の効果が消費者に十分あらわれるように、こういう輸入政策を積極的に活用していくという旨の所信表明を長官はおやりました。

そこで、国民生活安定及び向上の観点から輸入制限品目、たとえば牛肉とかハムとか、まあその他ございすけれども、そういうものに対して低価格による安定した、また将来の発展可能性などに基つた保護の基準及び保護すべき必要な期間も明確にいたしまして自由化というものを推進すべきではないか、このようにして国民生活の安定のために強力なる輸入政策を打ち出すべきであると、私は、長官の所信表明とともに、そのように希望するんですが、まず最初にこのことに対する長官のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えを申し上げますが、日本以外の国でできてゐるもので安いものがございすれば、やはり国民生活の見地から見まして、それをできるだけ輸入すべきであるというふうな考えをしておりますけれども、御承知のように、昭和四十年には自由化しておらない品目が百二十二あったわけでございますが、今日ではこれが三十三品目になりました。その中で農産物の関係が二十四あるわけでございますが、この率はフランス以上に自由化されてゐるということになつてゐるわけでございます。しかし、一方において国内の生産者のために保護を与えなきやならぬようなものもございまして、残つておる品目をさらに自由化を進めるといふことは、なかなか、ことに農産物の場合において困難がございす。そこで、先般の四月十三日の物価対策閣僚協議会においてもきめましたことでございますけれども、特に輸入自由化してゐないものについてはワクの拡大を考えておりますわけでございます。原則といたしまして、前の年に比べて三〇%以上このワクを拡大する。しかも、国内消費量の八割に満たないものについては八割まで拡大すると、さうなことを決定いたしましたわけでございます。ことに牛肉が非常に高いわけでございますので、牛肉につきましては前年度これを七万トン輸入しておりましたわけでございます。上期に二万三千トン輸入しておつたわけでございますが、今年度は上期にこれを三倍にして七万トン輸入す

る。さような措置をとりましたというわけでございますので、まあ、さような点で一步問題を進めておきますことを申し上げておきたいと存じます次第でございます。

さらに、この輸入に関連しまして特惠関税のシーリング・ワクの弾力的運用、そういう点もこの閣僚協議会においてきめましたわけでございまして、さような方針を進めてまいりたいと存じておる次第でございます。

○委員長(山下春江君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(山下春江君) それじゃ速記起こしてください。

暫時休憩いたします。

午後五時十八分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、生活関連物資の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律案

一、生活関連物資の買占め及び売借しみに対する規制措置等に関する法律案(衆)

生活関連物資の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律案

生活関連物資の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)について、買占め及び売借しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資することを目的とする。

(物資の指定)

第二条 生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売借しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該

生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定する。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

(調査)

第三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第一項の規定により指定された物資(以下「特定物資」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行なうものとする。

(勧告及び公表)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売借しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、当該特定物資の全部又は一部を売り渡すべきことを勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第五条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管している

と認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること

ができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

2 この法律に基づく内閣総理大臣の権限の行使については、経済企画庁長官が補佐するものとする。

(価格調査官)

第七条 第五条第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に、価格調査官を置く。

(罰則)

第八条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

生活関連物資の買占め及び売借しみに対する規制措置等に関する法律案

生活関連物資の買占め及び売借しみに対する規制措置等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)について、買占め及び売借しみに対する規制措置等を定めることにより、国民生活の安定に資することを目的とする。

(買占め及び売借しみの禁止)

第二条 生活関連物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者は、当該生活関連物資の買占め又は売借しみをし、不当な利得を得てはならない。

(物資の指定)

第三条 生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売借しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定する。

(調査)

第四条 内閣総理大臣又は主務大臣は、前条の規定により指定された物資(以下「特定物資」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行なうものとする。

(売渡勧告及び公表)

第五条 内閣総理大臣又は主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売借しみにより当該特定物資を保有していると認めるときは、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、当該特定物資の全部又は一部を売り渡すべきことを勧告することができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、すみやかに、その旨を公表するものとする。

(売渡命令)

第六条 内閣総理大臣又は主務大臣は、前条第二項の公表をした場合において、必要があると認めるときは、当該公表に係る勧告を受けた事業

者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第七條 内閣総理大臣又は主務大臣は、前二條の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経済企画庁長官の資料の提出要求等)

第八條 経済企画庁長官は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、主務大臣に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(都道府県知事の意見の申出)

第九條 都道府県知事は、この法律の施行に関し、内閣総理大臣又は主務大臣に対し意見を申し出ることができる。

(国会に対する報告等)

第十條 政府は、特定物資について、毎年、国会に対しこの法律の施行の状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(生活関連物資規制審議会)

第十一條 総理府に、附属機関として、生活関連物資規制審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は主務大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣及び主務大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員七名以内で組織する。

5 委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第十二條 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

2 この法律に基づく内閣総理大臣の権限の行使については、経済企画庁長官が補佐するものとする。

(物資調査官)

第十三條 第七條第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行なわせるた第十五條第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

生活関連物資規制審議会
生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

め、経済企画庁及び主務省に、物資調査官を置く。

(権限の委任)

第十四條 この法律の規定により内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第十五條 第六條の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六條 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、生活物資の安定供給に関する請願(第二二四六号)
一、生活関連物資の価格安定に関する請願(第一二七六号)
一、大企業、大商社による買占め、売惜しみに反対等に関する請願(第一三九〇号)

最近、燈油、ガソリン、セメントなど国民生活に欠くことのできない諸物資が極度に品不足となり、国民生活をおびやかしているが、これは、大手商社の価格つり上げのための買占め等によるものであることであるから、この品不足の原因を究明して生活関連物資の安定供給を期するよう、流通の改善をはかるとともに、価格つり上げのための買占めに対する規制措置を強く要望する。

第一二四六号 昭和四十八年三月三十一日受理
生活物資の安定供給に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会議員 岩動 道行君

最近、燈油、ガソリン、セメントなど国民生活に欠くことのできない諸物資が極度に品不足となり、国民生活をおびやかしているが、これは、大手商社の価格つり上げのための買占め等によるものであることであるから、この品不足の原因を究明して生活関連物資の安定供給を期するよう、流通の改善をはかるとともに、価格つり上げのための買占めに対する規制措置を強く要望する。

第一二七六号 昭和四十八年四月四日受理
生活関連物資の価格安定に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八茨城県議会議員 関宗長

昨今の生活関連物資の異常な価格の高騰は、国民生活に多大の重圧を加えており、このような事態は、大きな社会不安を醸成し、ひいては、政治不信を招く重大な危機に直面することになるので、生活関連物資の価格安定について抜本的かつ恒久的な総合対策をすみやかに実施し、国民生活の安定を確保するよう要望する。

第一三九〇号 昭和四十八年四月十日受理
大企業、大商社による買占め、売惜しみに反対等に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字原町九一

生活関連物資の価格安定に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字原町九一

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

五 片野哲夫外四名

紹介議員 鈴木美枝子君

大企業、大商社の買い占め、売り惜しみ、商品投機のとりにしまりをはじめ、物価、地価を引き下げるための有効な措置をすみやかに講ぜられたい。

理由

最近、大豆、豆腐、牛乳、米、豚肉、マグロ、羊毛、綿糸、ガーゼ、木材、セメント、土地、家賃、学費等、衣食住のすべてにわたり、物価がはげしく値上がりし、わたしたちの生活は不安と脅威にさらされているが、政府はそれに対する有効な措置をとろうとせず、むしろそれを助長しようとしている。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月二十日)

一、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商品投機の防止に関する請願(第一五八四号)

一、大企業、大商社による買占め、売惜しみ反対等に関する請願(第一五九二号)

第一五八四号 昭和四十八年四月十八日受理

商品投機の防止に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西六丁目北海

道議会議長 杉本栄一

紹介議員 河口 陽一君

国は、商社等の投機行為の実態を早急に調査、とりまとの上これを国民に公表するとともに、今後かかる行為によつて国民生活の安定がおびやかされることのないよう、生活関連物資の買い占め及び売り惜しみに対し、断固たる規制措置を講ずるよう強く要望する。

理由

最近、木材、大豆、米、繊維など生活関連物資に著しい価格の高騰がみられ、国民生活に多大の不

安を与えているが、その背景には大手商社等にある商品の買い占め、売り惜しみ等の投機的行為があるものとみられている。このような商社等の反社会的投機行為については、すみやかにその実態を明らかにし、これに対する規制を強化する必要がある。

第一五九二号 昭和四十八年四月十八日受理

大企業、大商社による買占め、売惜しみ反対等に関する請願

請願者 滋賀県大津市瀬田神領町三三一

玉置秀貞外四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一三九〇号と同じである。

昭和四十八年五月二十三日印刷

昭和四十八年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A